「インダゾイド」族染料がよい次に二三の例を示さよ。

染法例一

三手立撚氏三〇—四〇度(一五〇〇升)の染浴に對して

一、五瓩〇、四貫　膠質ただ部域となしたもの)
一、五瓩〇、三貫　「アンモニヤ」水二五%)
〇、五瓩〇、三貫　「ハイドロサルファイト・コンク」粉狀

を加へ靜に攪拌して左の染料に適宜水を加へて溶解したものを加へ。

一、五乃至二瓩(〇、四—〇、五三貫)燐酸「アンモニヤ又は醋酸「アンモニヤ」或は他の「アンモニヤ」複を代用

此染浴にて二〇分間染色搾りて酸化し石鹸洗水洗乾燥すること常法の通り

ヘリンドン・エロー　CGグアフット
〃　CA〃
〃　ファスト・スカーレフトC
〃　レフド　BBグアフット
〃　レフド　CR
〃　インヂゴー　MLBグアフット一〇〇%
〃　MLBグアフット六〇%粒狀
〃　MLBR粉狀グアフット
ヘリンドン・ブロウン　CMグアフット
〃　C3Rグアフット
〃　グレー　2B
〃　ブラック　Bグアフット
〃　ブラック　3Bグアフット
〃　Tグアフット　等

前に掲げた「グアフット」と稱する記號ある染料は「リュコ」化合物の「アルカリー」複類であるから水に容易に溶解する潮解性の固体又は液体である其「アルカリー」を染浴に加へた「アンモニヤ」複で置換し「リュコ」化合物の「アンモニヤ」複となし纖維との親和力を强くし染浴の「アルカリー」度を減ずる方法でありて元々羊毛の染色に考案せられたものであるが絹にも應用し得る。若し「ベリンドン」染料の在來品を用ふるとすれば木綿染色の條に述べた貯藏液を造り本例に擧げた染浴に適宜加へて染色を行ふ

染法例二

一、五瓩(四貫)　苛性曹達
一、四瓩(三、七三貫)　「ハイドロサルファイト」
二〇瓩(五、三三貫)　重炭酸曹達
三〇立(一六、六升)　綿液

染浴は可染物四〇の倍に温湯を以て滿し攝氏四十九度とし四五分間位染色し搾りて酸化、水洗、酸洗、石鹸洗して亞美法を施すこと常法の通りである。こゝに用ひた重炭酸曹達は染浴の苛性「アルカリー」を中和する爲であるから「フェノールフタレイン」試驗紙が僅に着色する位の程度に加減する必要がある。

染法例三

「アンスラキユノーン」屬建染々料のやふに比較的苛性曹達を多量に要する染料に應用せらるゝ方法である。

染料	淡色染 五%浴	中色染 一〇%浴	濃色染 二〇%浴
ハイドロサルファイト粉狀	三瓩(三貫)	四、五瓩(四、六貫)	四、八—五、四瓩(四、八—五、四貫)
苛性曹達	三、四瓩(三、四貫)	三、八—四、五瓩(三、八—四、五貫)	四、八—五、四瓩(四、八—五、四貫)
トワドル五二度	三、四瓩(三、四貫)	三、八—四、五瓩(三、八—四、五貫)	四、八—五、四瓩(四、八—五、四貫)
硫酸曹達	〇—一〇〇瓩	一〇〇—一五〇瓩	一五〇—二〇〇瓩
硅酸曹達	三瓩(三貫)	三瓩(三貫)	三瓩(三貫)

右は染浴(可染物の二〇倍)一立(二升)又は絹糸五〇瓦(五〇匁)に對する分量である。

染料は「ハイドロサルファイト」粉狀と苛性曹達を用ひて貯藏液となし篩にて濾して染浴に加へ常温にて三〇分間染色して硅酸曹達を加へ向三〇分間染むる、搾り揚げ三〇分間位酸化し、水洗、酸洗して向水洗し石鹸洗を行ふ。

此染法に適する染料は

アルゴール・エロー　3G
〃　スカレフト　3G
〃　レフト　BB
〃　ピンク　B
〃　ボルドー　3B
インダンスレン・エロー　GK
〃　オレンジ　6RTK
〃　レフト　5GK　等

染法例四

木綿染色に應用した「インダンスレン」族染料の多くは使用苛性曹達「トワドル」七六度のもの一立(五合五勺)につき無色「プロクトール」二二〇瓦(六〇匁)の割合に加へて同種に溶し所方

「プロクトール」と云ふは乳糖、果糖葡萄糖の如きものと製紙工業に副産する「リグニム・リグニンスルホネート」の混合又は單獨液にして市販品は褐色又は近時無色のものがありて動物纖維の苛性曹達硫化曹達等に對する傷害作用を緩和するために有効である。

牢色其他の纖維について記述したいと思ふが餘り長くなるから後日に譲り次に捺染について一言したい。

捺染に於ても蒸熱を施す方法と然らざるものとあるが左に有用な例一二を示すことにする。

捺染法例一納戸色

一五〇分　インヂゴKB泥狀又は粉狀なれば三〇分
一〇分　ソルーション・ナルト　B
四七四分　糊　JW
七六分　苛性曹達「トワドル」七六、六度
三〇分　ハイドロサル・ファイトコンク
粉狀を加へ攝氏六〇度に熱し還元せしめ(褐色味ある黄色)冷却し
二〇〇分　ハイドロサルファイトルFN
コンク(一對一)溶液
三〇分　グリセリン
三〇分　オリーブ油を加へ良く攪拌して水を加へ全量を一〇〇〇分とし濾過す

捺染後注意して乾燥し、「マザーブラフト」機中の空氣を能ふ丈け排除し攝氏百二度とし蒸氣を以て飽和したるものに五—七分間通ず、水洗、石鹸溶液一〇〇立對二五〇—五〇〇瓦)にて沸騰すること二〇—一五分間にして水洗する

糊JW作り方

五〇—七五分　小麥又は柔澱粉に
二〇〇—一七五分　の冷水を加へて攪拌し
つゝ沸騰し透明となりて止む
七五〇分　グリチシュ　ゴム溶液
(一對二)を加へ約三〇分間沸騰し水にて薄め
一〇〇〇分　とし冷却するまで攪拌して造る

備考

(一)泥狀染料は捺染糊を造るに使ひ特に「アイシン」の符號あるものを有用とする。粉狀は豫め「グリセリン」又は「アルコール」を加へ充分揑ね合す。

(二)糊質には「グリチシュ・ゴム」を最も可とし「しアラビヤ・ゴム、セネガル・ゴム」等又用ひ小麥澱粉は小量に使用差支へなし。

(三)アルカリーの量過多なる時は染料浸出して輪郭不分明となり風合悪しくなる時は酸を加へて中和すべし。

セロジフトMLB又は硫酸曹達液をパットすると良い。

(五)ハイドロサルファイトは糊の冷却したる時最後に加へ寧ろ多き方を貴び特に糊を翌日に至り熱機の空氣を充分排除し能はないやふな場合は稍多量に用ふるを可とす

(六)色の濃色には染分を必要とするを以て要又蒸熱前給湯を要することあり或は此給湯にビータナフトールの稀薄液(五對一〇〇〇)を用ふるとよいことがある

(七)捺染後の蒸熱は最も注意を要し普通攝氏四〇—五〇度にて蒸熱し適宜の湿氣を含ましめることがあり

(八)蒸熱後酸化劑通ずるを可とするものがある斯る場合重クローム酸加里と醋酸、過酸化水素過硼酸曹達などを用ふ

(九)石鹸洗は多くは沸騰浴を用ふを可とするも(一〇)多色捺染を行ふ時は常に同樣なる程度で發色する染料を選擇使用せねばならぬ。

(一一)ダイヤモンド・サルトル(MLB)ベノール(BASF)ゴゾール(BI)等はソルウション・サルト(BK)同一のものである。

捺染法例二藍、青紺色

左記の方法はイーゴ類の捺染に最も適する方法どして從來認ならゝものである。

生地を

四〇〇分　蒲萄糖
四〇〇分　水(攝氏六〇度)

に通じ一樣に搾りて攝氏五〇度のホットフルーにて乾燥し次の捺染劑を押捺す

一〇〇分　苛性曹達粉狀
一〇〇分　苛性曹達トワドル六〇度
一〇〇分　インヂゴピュアBACF20%
一〇分　を加へ
一〇分　向加熱し苛性曹達が溶解
泥狀色
六〇分　グリチシュ　ゴム粉末
二〇〇分　デキストリン
八〇分　水を加へて造りたる糊の溶液

へ添加攪拌した後

三〇分　グリセリン　を加ふ

捺染攝氏五〇度以下にて乾かし乾燥布と共に巻ひて四—七分間蒸熱機内の空氣を排除し湿氣多き蒸氣を滿たし攝氏一〇二度にて一—三分間蒸し。

四分　重クローム酸加里
一〇〇〇分　冷水

に通ずるか流水中に洗滌して酸化し

四分　石鹸　二分　曹達灰
一〇〇〇分　熱温(攝氏八五度)

中に石鹸洗して水洗す。

備考　苛性曹達の過多なれば發色常に暗色となる。

京都染物同業組合月報

第二百四十三號

發行兼印刷人　新野眞意
印刷所　森本理一郎
發行所　京都市堀川通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第十七號

左記ノ者徒弟契約ヲ歸結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和二年十一月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

印染部員　小谷信太郎徒弟
〃　〃　柳川一成
〃　〃　横田三次
〃　〃　川勝安二
御召再整部員　高橋長治郎徒弟
友仙部員　森田菊之助徒弟
〃　〃　小西隆
〃　〃　古田佐一
〃　〃　菊谷秀雄
〃　〃　西井吉之助
〃　〃　齋藤梅治郎
〃　〃　安次知淳
〃　〃　森田進
〃　〃　長雄
〃　〃　野川一郎
〃　〃　田中宗一
〃　〃　林富造
〃　〃　福田德藏
〃　〃　
〃　〃　
〃　〃　

七項 旅費	一、〇〇〇・〇〇〇
第五款 雜給費	一、九八〇・〇〇〇
一項 報酬	三〇〇・〇〇〇
二項 會議費	三〇〇・〇〇〇
三項 歡待費	一〇〇・〇〇〇
四項 宿直賄費	一〇〇・〇〇〇
五項 賞與費	九〇〇・〇〇〇
第六款 陳列場費	一〇〇・〇〇〇
一項 修繕費	一〇〇・〇〇〇
第七款 雜費	五〇〇・〇〇〇
一項 解雇手當準備金	三〇〇・〇〇〇
二項 雜費	三〇〇・〇〇〇
合計金	一、〇〇〇・〇〇〇
差引殘金	一、〇〇〇・〇〇〇

昭和三年度組合經常費收支豫算

收入ノ部

科目	本年度豫算	前年度豫算
第一款 賦課金	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
一項 賦課金	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
一目 等級割	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
二目 戸數割	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
第二款 雜收入	六〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇
一項 雜收入	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
一目 證票料	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
二目 不用品賣却代	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇
三目 廣告料	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
四目 特別收入	一・〇〇〇	一・〇〇〇
第三款 過年度徵收金	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
一項 過年度徵收金	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
第四款 繰越金	三、〇〇〇・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇
一項 繰越金	一、三七六・〇六四	四二六・八六〇
合計金	一七、九五一・一八四	一八、二二〇・二六〇

支出ノ部

科目	本年度豫算	前年度豫算
第一款 事業費	六、二四〇・〇〇〇	六、〇六〇・〇〇〇
一項 奬勵費	四、〇〇〇・〇〇〇	四、〇〇〇・〇〇〇
一目 勸業奬勵費	三、〇〇〇・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇
二目 補習學校費	一・〇〇〇・〇〇〇	一・〇〇〇・〇〇〇
二項 試驗場費	一、二四〇・〇〇〇	一、〇六〇・〇〇〇
一目 試驗原料費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
二目 研究費	一〇〇・〇〇〇	—
三項 陳列場費	九〇〇・〇〇〇	九〇〇・〇〇〇
一目 陳列品費	四〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇
二目 修繕費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
第二款 事務費	一〇、九八一・〇〇〇	一一、〇一一・〇〇〇
一項 給料	七、九二〇・〇〇〇	七、九二〇・〇〇〇
一目 所員給	六、九六〇・〇〇〇	六、九六〇・〇〇〇
二目 報酬	五〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
二項 雜給費	九〇〇・〇〇〇	九〇〇・〇〇〇
一目 宿直費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
二目 賞與費	六〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇
三目 旅費	一二〇・〇〇〇	一二〇・〇〇〇
三項 雷用費	二、七八〇・〇〇〇	二、七八〇・〇〇〇
一目 備付品費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
二目 消耗費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
三目 點燈費	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇
四目 月報費	七〇〇・〇〇〇	七〇〇・〇〇〇
五目 印刷費	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇
六目 文具費	一八〇・〇〇〇	一八〇・〇〇〇
七目 通信費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
八目 修繕費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
九目 保險費	六〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇
十目 雜費	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇
第三款 會議費	四六〇・〇〇〇	四六〇・〇〇〇
一項 會議費	三六〇・〇〇〇	三六〇・〇〇〇
第四款 負擔金	二四〇・〇〇〇	二四〇・〇〇〇
一項 聯合會費	二四〇・〇〇〇	二四〇・〇〇〇
第五款 豫備費	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇
一項 豫備費	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇
合計金	一七、九五一・一八四	一八、二二〇・二六〇

昭和三年度組合經費等級割賦課法

納稅額	等級	戸數	賦課率	總率數	負擔數
千五百圓以下	一	三三〇	四、二〇〇	八四、〇〇〇	一四
七百圓以下	二	七〇〇	二、一〇〇	七二、〇〇〇	一二
五百圓以下	三	六〇〇	一、〇〇〇	四八、〇〇〇	八
參百圓以下	四	一三〇	五、七五〇	七四、七五〇	一二
貳百圓以下	五	二四	二、八〇〇	六七、二〇〇	一一
百五拾圓以下	六	一七	一、九二〇	三二、六四〇	五
百圓以下	七	六	一、〇一〇	一四、一四〇	二
八拾圓以下	八	三	一、〇〇〇	二四、〇〇〇	四
七拾圓以下	九	四	一、〇〇〇	三六、〇〇〇	六
六拾圓以下	一〇	一四二	一、〇〇〇	一四二、〇〇〇	二四
五拾圓以下	一一	一四五	一、〇〇〇	一四五、〇〇〇	二四
四拾圓以下	一二	二三九	一、〇〇〇	二三九、〇〇〇	四〇
參拾圓以下	一三	四七二	一、〇〇〇	四七二、〇〇〇	七九
貳拾五圓以下	一四	一六八	七五〇	一二六、〇〇〇	二一
貳拾圓以下	一五	八六四	六〇〇	五一八、四〇〇	八六
拾五圓以下	一六	三四四	四五〇	一五五、八〇〇	二六
拾圓以下	一七	二、九二〇	三〇〇	八七六、〇〇〇	一四六
	一八	二、七二六	二〇〇	五四五、二〇〇	九一
	一九	一、九二〇	一〇〇	一九二、〇〇〇	三二
	二〇	四	五〇	二〇〇	三
	二一	一、三六四	二五〇	三四一、〇〇〇	五六

昭和三年度賦課徴收法

第一條 組合經費ハ前年度ノ收益稅及市稅納額ヲ標準トシ賦課スル但シ營業收益額ノ未定ノモノハ前年度ノ組合等級ニ準據ス

第二條 戸數割ハ一戸金貳拾錢トス

第三條 經費ハ年額ヲ四分シ一月、四月、七月十月ノ各三十日迄ニ徴收シ端數ヲ生スルトキハ第一期ノ徴收額ヲ加フ

第四條 組合員ハ前條期日内ニ納付セヘク若シ理由ナク期日内ニ納付セサルトキハ組合定款ノ規定ニ準據シ處分ス

第五條 經費ハ本年中七月以前ニ加入スルモノハ一ケ年七月以前ニ廢業スルモノハ半ケ年ヲ課シ七月以前ニ廢業スルモノハ一ケ年分ヲ徴收シ開廢共ニ其手續ヲナスト同時ヲ金額ヲ徴收ス

第六條 新タニ開業セシモノハ經費ハ組合等級割ノ最下位ノ額ヲ賦課シ同時ニ組合証票料金參拾錢ヲ徴收ス

第七條 賦課法ノ錯誤又ハ違算アリト認メタルトキハ徴收通知書ヲ受ケタル日ヨリ一週間内ニ訂正ノ申込ミナサルトキハ無効トス

第八條 實收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ豫備費ニ編入ス

◎商品見本の無賃託送疑義に就き說明聽取

當業者側からも意見開陳

鐵道省に於て來る十二月一日から實施する商品見本の無賃託送については從來の制度を打破し商品見本が他の一般旅客の旅行用具と同樣手荷物として無賃託送されるのであるから關係商工業者にとつては非常な利益であるが之が取扱規程中關係商工業者の要望を容れて適當な取扱方法を講ずる旨の答があつた。

◎第二回標準色標本發行

本年六月始めて流行を見越し標準色を選定し發行したるに大に業界に歡迎せられたるを以て本月第二回發行の運びとなり春向標準色五十色を選定し希望に對し無賃配布の運びとなれり

◎友禪陳列會

昭和六年度に於ては

議所の聯合打合會を催した結果來る二十四日午後一時から市内並に附近の各實業組合準則組合代表者を招集の上鐵道省神戸鐵道局大阪運輸事務所京都驛二條驛等の各主任者と會見右賞施に關する具體的說明を聽くことゝなり當業者側からも證明書の有効期間延長其他につき意見を開陳する筈であるが同日則中直接關係ある一節を摘錄すると左の如しである

第二百四十五條第三號の次に左の一號を加ふ

十四左の如き表示する商品見本

イ、商業會議所會員、同業組合組長又は同業組合聯合會會員に於て發行したる「商品見本」と印刷したる符票の添附したる場合

ロ、旅客が商業會議所會頭同業組合組長又は同業組合聯合會組長の發行したる商品見本證明書を携帶したる場合

ハ、旅客が發驛に於て內容點檢することあるべき旨を承諾したる場合

第二百四十五條の次に左の一條を加ふ

第二百四十五條ノ二　前條第十四號符票及商品見本證明書の樣式及取扱方は左の如し省略

取扱方　本證明書は商業會議所會頭、同業組合組長又は同聯合會會組長に於て荷物一口毎に之を發行し所要事項を記入したる上甲片は乘車船するに際し乙片は發行者の控として之を保存し道係員の要求あるときは何時にても閲覽に供するものとす

第二百五十二條の末尾に左の一項を加ふ商品見本を手荷物として受託するときは第二百四十五條の二第二號の商品見本證明書を確認するものとす

第二百五十三條の次に左の一條を加ふ

第二百五十三條の二　發驛又は着驛に於ては必要に應じ第二百五十二條の商品見本證明書と現品との對照を爲すことを得

◎獨逸染料の分布區域

獨逸から世界の各地へ輸出されてゐるアニリン、アリザリン染料及び人造藍の六ケ月分總量は次表に據つて知る事が出來る、但單位は何れもメートル・トンで、一九二六、二七年各上半期間に於ける數字である。

國別	アニリン染料 一九二六	アニリン染料 一九二七	アリザリン染料 一九二六	アリザリン染料 一九二七	人造藍 一九二六	人造藍 一九二七
ベルギー	六九	六七	—	—	—	一四
ブルガリア	三五	一二	—	—	—	—
イギリス	四五	四五	—	—	—	—
イタリー	三二	二八	一五	一九	一五	一九
ユーゴ・スラヴィア	一七四	一四	—	三	奏	四八
オーストラリー	二六二	二六八	—	一九	四〇	八
ロシア	五九	六〇九	奏	八二	奏	九五
スペイン	一、四二	一、五五	二	二	一〇五	二
チエコ・スロヴアキア	一、〇八一	一、四四	一四〇	二三	二五	三〇
ハンガリー	一、四二	一、八七	一	二四	五一	七五
英領インド	一、〇五五	二、〇五〇	一	奏	七	奏
支那	六六一	三、三三	二九九	一、〇四八	二八〇	四、六四四
蘭領東インド	七四四	六四四	一六	二六	一	五八九
シヤム	三九九	二九五	奏	二〇四	一六九	四四四
太洋洲諸島	奏〇三	五七	—	—	三六	三一
メキシコ	一八	一四	—	—	一九六	二七
合衆國	三五	二九七	—	—	二五	一四
總數	一〇、一四〇	二三、八三一	九八	二、一一〇	六、二四四	七、三九九

是に依つて觀之一九二六年に於てアニリン染料の大部分は蘇西亞、チエコ、英領印度、日本及び支那に輸出されるのが知れ、一九二七年にあつては人造藍は二〇%、アニリン染料は四〇%、アリザリン染料は一〇%宛それ〴〵增加を示してゐる、だから一應見に觀て本年は昨年より增加したと云ひ得ると共に、增加の概因も亦主要なる消費者側事情にあつたのである。支那と英領印度の今年の獨逸染料輸入量は昨年と比較して凡そ倍化してゐる、そしてこれは獨逸が後援を與へた結果であると宣傳に始めたる如く來る十二月六日入場倶樂部に於て第四回陳列會を開き一般の縱覽に供する筈にて準備中なり

獨逸染料の輸出は三回の陳列會を重ねて宣傳に始めたる如く來る十二月六日入場倶樂部に於て第四回陳列會を開き一般の縱覽に供する筈にて準備中なり

獨逸の輸出は第一

京都染物同業組合月報

第二百四十四號

昭和三年一月二十五日發行

發行兼編輯人　新野昇悳
印刷人　森本理一郎
京都市並木通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七番

© Kyozomekai

公示

◆公示第一號

左記ノ者徒弟契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和三年一月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員　近藤久次郎徒弟
〃　藤本忠次郎〃
請色染部員　更田松太郎〃
友仙染部員　佐々木正治郎〃
〃　奥村與三松〃

山本安男
荒井一郎
淺原技治郎
遠見哲夫
作田吉佐

◆公示第二號

左記ノ者徒弟契約期間中途ニシテ付キ組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ權利ヲ停止シ此旨公示ス

昭和三年一月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙部員　中村宗一
〃　松田朝亮

◆公示第三號

左記ノ者組合定款第十七條ニヨリ屋入契約ヲ解除セリ此旨公示ス

昭和三年一月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙部員　野田林之助弟
〃　河田樂太郎徒弟
〃　稲田鑑太郎

◆公示第四號

組合員ト徒弟契約ヲナシ屋傭年限ヲ修了セシ永宮勝次外七十七名ニ對シ左ノ修業證ヲ附與シタリ此旨公示ス

修業証

何部員徒弟　何某

一、修業年限　自大正　年　月　日　至昭和　年　月　日

右修了ノ旨授業師何某ノ篤告ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合定款第二十二條ニ依リ修業證ヲ附與ス

昭和三年一月二十日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

◆公示第五號

修業證受領者中特ニ善行アリシモノ永宮勝治外五十名ニ對シ左ノ褒賞狀ヲ附與シタリ此旨公示ス

褒賞狀

何部員徒弟　何某

右ハ修業契約以來品行方正ニシテ能ク工場規則ヲ遵守シ業務ニ精勵シ誠實ニ〇ケ年ノ期間ヲ終了シタルノミナラズ他ノ模範トナスニ足ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ基キ茲ニ褒賞狀ヲ附與シ其善行ヲ表彰ス

昭和三年一月二十日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

受賞者人名

十年以上

修業證　高野平次郎徒弟　永宮勝次
褒賞狀　〃　北田留吉
〃　山本與吉
〃　杉本伊三郎
〃　中野鶴之助
〃　岡本定吉
〃　山口久三郎
〃　更田松太郎
〃　土山藤吉
〃　堀井億之丞
〃　松村清右衛門
〃　辻村爲次郎
〃　増永駒吉
〃　海老原爲三郎
〃　田中佐助
〃　寺田忠次郎
〃　佐野安次郎
〃　三浦秀造
〃　森田菊之助
〃　山下兼三郎
〃　矢守重三郎
〃　岡田鑑次郎
〃　遠山久太郎
〃　中島弦
〃　藤原重市
〃　中田與吉
〃　北出伊之助
〃　植村正治郎
〃　上田熊吉
〃　大西和三郎
〃　泉與三郎
〃　井上仙藏
〃　杉本卯一郎
〃　鳥秀雄
〃　片岡清治
〃　北村元次郎
〃　大友音二郎
〃　大西新太郎
〃　山下元治
〃　大巻千代造
〃　金田誠三郎
〃　德四巻三郎
〃　西好太郎
〃　中藏仁太郎
〃　吉井千代松
〃　浦谷傳吉
〃　野田精之助
修業證ノミ　森田菊之助
〃　宮部茂助
〃　川瀬幸次郎
〃　島田菁三郎
〃　西浦甚之助
〃　河田樂太郎
〃　平井吉之助
〃　稲田九市
〃　佐々木健三郎
〃　中村國五郎
〃　長谷川吉次郎
〃　開所伊太郎
〃　眞田政吉
〃　加藤慶四郎
〃　岡出音次郎
〃　渡邊源七
〃　新谷德次郎
〃　藤井富之助
〃　野村覺太郎
〃　山下兼三郎
〃　河田樂太郎職工
〃　鈴木鑑市
〃　西原駒夫
〃　堀岡忠次郎
〃　田下政吉
〃　松田元次郎
〃　足立富太郎
〃　梁盛萬
〃　鍋豊次郎
〃　武田勘次
〃　川瀬清九郎
〃　栗本達雄
〃　岩野健治
〃　内田隆一
〃　松澤兼一
〃　横田佐助
〃　村田勇吉
〃　中塚芳太郎
〃　三橋常雄
〃　松本音次郎
〃　柏木柔次郎
〃　上田正夫
〃　澤田國造
〃　藤岡良一
〃　定塚竹次郎
〃　小林幸吉
〃　寺田清助
〃　中村惣内
〃　川崎德次郎
〃　小谷内良一
〃　小池義雄
〃　松村新三郎
〃　柴田倉三
〃　石田兼四郎
〃　安田一雄
〃　鈴木實
〃　岡本定吉
〃　中島弦
〃　藤原重市
〃　中田與吉
〃　北出伊之助
〃　植村正治郎
〃　上田熊吉
〃　大西和三郎
〃　泉與三郎
〃　井上仙藏
〃　杉本卯一郎
〃　鳥秀雄
〃　片岡清治
〃　北村元次郎
〃　大友音二郎
〃　大西新太郎
〃　山下元治
〃　大巻千代造
〃　金田誠三郎
〃　遠山久太郎
〃　中島弦
〃　藤原重市
〃　中田與吉
〃　北出伊之助
〃　植村正治郎
〃　上田熊吉
〃　大西和三郎
〃　泉與三郎
〃　井上仙藏
〃　杉本卯一郎
〃　鳥秀雄
〃　片岡清治
〃　北村元次郎
〃　大友音二郎
〃　大西新太郎
〃　山下元治
〃　大巻千代造
〃　金田誠三郎
十年以下
修業證　余田太七徒弟
褒賞狀　木村鈴兵衛〃
〃　高木讓二〃
〃　水田勝太郎〃
〃　角橋藤吉〃
〃　多田友次郎〃
〃　川瀬幸次郎〃
〃　横嘉儀三郎〃
〃　田中實吉〃
〃　森金五郎〃
〃　藤本忠次郎〃
〃　田中久吉〃
〃　澁瀬善八〃
〃　山田榮太郎〃
〃　奥村與三松〃
〃　作田正〃
〃　安福吉次郎〃
〃　渡邊源七〃
〃　大江重次郎〃
〃　大澤八十次
〃　河村ミキエ
〃　藤橋ゆき
〃　伊藤三藏
〃　栗栖七郎
〃　古谷タキ
〃　深田廣三郎
〃　中本善藏
〃　鈴木專
〃　野原敏雄
〃　木村吉雄
〃　深尾歳一
〃　安原勇
〃　北川正三
〃　森川廣三郎
〃　山岸常助
〃　新江田喜次郎
〃　甚田喜久男
〃　不破金次郎
〃　川崎山之助
〃　中村竹次郎

雜錄

◎徒弟表彰式

豫定の如く當組合員と徒弟契約をなし屋傭年限を修了せし徒弟に對し一月二十日午前十一時商工會議所に於て修業狀及修業中善行ありしものには善行賞狀を附與したり當日來賓は石田京都府内務部長知事代理と

檢査スレバ「ナフトール」色素ノ下漬ヲ行ヒ之ヲ乾燥シ青通ノ如ク鹽基性色防染料ノ上漬ヲ以テ印花セルモノヲ乾燥スルナリ「ナフトール」ノ顏色ヲ行フコトハ其顏色ヲ顏色剤ヲ以テ前記着色防染糊ノ印花部ヲ蒸フ如ク印花セラレタル方法ハ其特許出願前帝國内ニ於テ既ニ公然實施セラレタル事實ニシテ其目的ヲ達成シ得ルナリ其新規トスル所ハ要ス印花ノ乾燥ニ依リ之ヲ覆フ如ク印花スル點ニ存スルコトナリ然レトモ前記ノ方法ハ其特許出願帝國内ニ於テ既ニ公然實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノナラス京都和歌山等ノ機械捺染業ニ於テハ其特許出願前既ニ公然實施セラレ居ル所ニシテハ其特許出願ノ特許法第四條各號ニ該當同法第一條ニ違反シ無効ニシテ特許スヘカラサルモノナリ即チ

第一、本件特許ノ方法ハ其出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタリ

一、本件特許ノ方法タル「ナフトール」色素ニテ下漬シ乾燥後、着色防染糊ニテ印花シ更ニ顏色糊ヲ以テ印花シ捺染スル方法ハ其出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物

1、「エトムシントネヒト」及「ゼーエスベスト フォーセヤル」著織物捺染ノ原理及ヒ實際（甲第一號証御參照）

2、「エブアトラウベル」著實用布帛捺染法（甲第二號証御參照）ノ記載ニヨリ當業者ノ容易ニ實施シ得ル所ナリ

一、彩ノ前記クネヒト及フォーセヤル著織物捺染ノ原理及實際ノ如キハ

Bed. from the whole in over printed

ト記載セラレ乾燥スルコトナク直ニ即チ「エンドゼン」ニ顏色糊ヲ施スモノナルコト明ナリ

一、前記ノ方法ハ總テ機械捺染即チ「ロール」ニ捺染裝置ヲ使用シテ行フ者ナルコト明ナリ

一、故ニ以上記載ノ方法ヲ實施スル場合ニハ假令「着色防染糊ヲ印花シタル後之ヲ乾燥スルコトナク」ト明記スルト否トニ拘ハラス「ロール」ニヨル捺染裝置ヲ使用スレハ當然ノ結果トシテ印花後乾燥スルコトハ不可能ナルハ明瞭ナル事實ナリ

本件出願ノ發明ノ詳細ナル說明中ニ即チ前記ノ着色防染糊ノ印花部ヲ普通ノ如ク乾燥セントスレハ其着色防染セル印花布ハ之燥室ニ導クヲ要シ從テ其乾燥室ニ伴フ印花布ノ牧縮ト其取外シヲ要シ又ハ乾燥室ニ導クコトニヨリテ印花部ニクルヒ來ス結果假令其「ナフトール」色素ヲ顏色セシムルニ顏色糊ヲ以テ印花スルノ手段ヲ採用スルモ其顏色糊ハ之ヲ他ノ印花部ニ對シテ頒スル位置ニ正確ニ印花スルコト到底實際上不可能ナリ

本件出願ノ發明ハ前記ノ方法ニ於テモ資料公知公用ニ屬スル所ニシテ毫モ新規ト認ムヘキ點ナク到底特許サルヘキモノニアラス

一、異議申立人等ハ何レモ機械捺染業者ニシテ斯ノ如ク公知公用ニ屬スル本件出願カ若シ特許セラルヽトキハ頗ル迷惑ヲ被ル次第ナルヲ以テ茲ニ已ムナク及本件異議申立候也

証據方法

一、甲第一號乃至第七號証

二、人証

尙ホ必要ニ應シ立証可致候

昭和二年十月二十四日

異議申立人代理人　江田邦太
　　淺邊昇治

特許局長官橋川才四郎殿

一、甲第一號証乃至第七號証

十一通

一、立証趣旨說明書　一通
一、証據物件トシテノ各種ヲ提出ス　一通
証人訊問申請書
第一號証　捺染ノ原理並ニ實際ノ原書中ノ染法文寫
英國シグリフイン株式會社發行織物
第二號証　獨逸エツアルトラウバル博士發行ノ寫
實用布帛捺染法提要ノ原書中ノ染法文寫
第三號証　大西太郎兵衛氏ノ博覽會出品ニ對スル「ナフトール」京都染物同業組合ノ証明書
大西太郎兵衛氏工場技師澤田松雄氏
第四號証　同　大西太郎兵衛氏工場技師澤田松雄氏
實例ヲ列記セル証明書
第五號証　同種ノ染加工方法ノ大正二年ヨリ同會社技師遠谷誠一氏ノ加工ニ依ラ染上ケラレタル標本ト染法ノ證明書ノ本文冗長ニ以上ノ證據ヲ引用シタルモ證明書ノ本文冗長ニ付省略ス

第六號証　大阪市東區瓦町四丁目合資會社松原商店ノ堀田染工場ニ對シ本品ハ大正十五年八月此種ノ染色見本ヲ送附ヲ受ケタルコトヲ證明シ及影到師大橋勝弘カ大正十五年八月四日堀田捺染工場ニ個ノ法文ニ依リ實施セル場合ノ色友仙染位ヲ以テ堀田染工場及同工場技師鶴飼柳太郎氏ノ染法實驗ニ係ル方法及標本他數個ノ證明書及影到師ノ形式會社ヨリ大正十五年十月三丁目井商事會社ヨリ大正十五年十月三丁目五安士松松本商店ヨリ大正十五年十月三丁目久保安兵衛氏ノ實驗ニ係ル方法及友仙二百八十反買入レタル染料ノ數量ニ關シ堀田染工場ニ對シ本品ハ大阪市東區瓦町四丁目合資會社松原商店ノ堀田染工場ニ對シ本品ハ大正十五年八月此種ノ染色見本ヲ送附ヲ受ケタルコトヲ證明シ及影到師大橋勝弘カ大正十五年八月四日堀田捺染工場ニ個ノ法文ニ依リ實施セル場合ノ色友仙染位ヲ以テ堀田染工場及同工場技師鶴飼柳太郎氏ノ染法實驗ニ係ル方法及標本他數個ノ證明書及影到師ノ形式會社ヨリ大正十五年十月三丁目井商事會社ヨリ大正十五年十月三丁目五安士松松本商店ヨリ大正十五年十月三丁目久保安兵衛氏ノ實驗ニ係ル方法及友仙二百八十反買入レタル染料ノ數量ニ關シ堀田染工場ニ對シ本品ハ

◆張形材料「シューゼ」の需用に應ず◆

染色工業の發達に伴ひ模様形に於ても從來の如く漉紙のみの原料として彫刻せられたるものをのみ用ゆる如き時代は過ぎ去りまして現今多く張形なる製品を使用せらるゝに至りました然るに之に應用すべき唯一の材料たる「シューゼ」なる輕紙は容易に求め得られざる不便ありて當店に於ても張形の注文を受くる毎に常に苦心を感じたるが近來增々張形注文の數量を增したる處より成る機業家に關り其製練に比較的大規模を以て需要を滿たすことゝしました折柄同業者各位に於ても張形の注文を受けられ困難せら實費御分配致すべく赤張形に關する御指導も致すべくに就き御用下されば至極結構と存じます。

上京區西洞院三條上ル
余田太七
電話長中二四四九番

◆友仙着尺更紗シゴキ蒸請負◆

當工場は開業以來（普通）に行はるゝ「手シゴキ」に機械應用する事の研究に苦心中の處漸く目的を達し尤も完全に「シゴキ」得る事を實驗上確信を得ましたに依るときは至極迅速に仕上げ得るのみならず二三割以上糊を節約する事が出來ますから工賃も之に準じ安くなる道理であります一度試驗的に御用命の程願上ます。

一、工賃は仕入貳拾五錢より詰品は參拾錢より（シゴキ元共）

一、御得意の御都合に依り地色糊の調合も引受けます又糊コシは當方受持ます

一、當工場は「シゴキ」蒸專門で湯工賃で得意先の御便利を專一と致します

注意　同町内に同業者ありますから門燈に赤地を以て地色「シゴキ」の文字に御注意ありて御注文を頂き度く願置きます

下京區岩上通錦小路下ル二軒目
馬場シゴキ工場
（電話第五九六番）

© Kyozomekai

して市よりは土岐市長安川岡田兩助役上下役務署長區長及各警察署長新聞記者其他賞業聯合組合長等百五十餘名列席福井副組長開會の挨拶を なし八木組長より條業證及褒賞狀を授與し知事市長其他來賓の告辭祝辭に次て受賞者總代の答辭を以て式を終へ京都ニタルに於て來賓一統へ盃飯を盛し盛會なりし當日の受賞者氏名別項の通り又來賓告詞祝辭は左の如し

告辭

抑興一轉萬象今ヤ新ニ昭和治下仁風和暢ノ春ヲ迎ヘ森ニ我カ京都染物同業組合ニ於テハ善行褒賞狀及條業證書授與式ヲ擧行セラル欣快自ラ禁スル能ハサルヲ覺ユ惟フニ國家ノ隆昌ト民族ノ安寧ハ一ニ緊リテ國民智德ノ涵養ト產業ノ振興トニ存ス方今我國文化大ニ開ケ學術技藝日ニ進ム ト雖モ人情無ク浮華ニ流レ徒ラニ泰西ノ新思潮ニ盲從シ我國古來ノ美風道義ニ地ヲ拂ハントス國本ノ危殆眞ニ憂フヘキナリ然ルニ本日表彰セラレタルノ諸氏ハ近時輕佻ノ思想ニ誘惑セラル、コトナク平素自己ノ責務ヲ全フシ誠意業ニ表裏無ク以テ今日ニ迨ヘルモノニシテ洵ニ衆ノ模範ト謂フヘク其盛化ノ及ス所遐シ甚大ナルモノアルヘク實ニ此ノ榮譽ハ獨諸氏カ一身ニ止ルニアラス本組合ノ榮譽コレカ爲メニ揚リ我國產業ノ進展ニ資スル頗ル甚大ナルモノアリ加之本組合ハ每ニ從業徒弟ノ養成ニ留意シ年々優秀ナル卒業者ヲ出シ本日併テ條業證書ノ授與ヲ見ルハ洵ニ我カ京染界ノ慶事ニシテ頗ル人意ヲ强フスルニ足レリ寰ク諸氏將來益々自重愈恩ヲ至誠ヲ持シ恪勤精勵時代ノ進運ニ順應シ技術ノ研磨ヲ怠ルナク益々我カ京染ノ名ヲ發揚セラレンコトヲ願カ所感ヲ陳シテ告辭トス

昭和三年一月二十日

京都商工會議所會頭　濱岡光哲

告辭

京都染物同業組合ハ本日ヲトシ其ノ職工徒弟ノ條業證書及褒賞狀授與式ヲ擧行セラレ森ニ多數斯銀ノ諸子ヲ得タルハ業界ノ爲メ洵ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ惟フニ方今人心ノ趨向世態ノ推移俗壓ク頽勢ヲ示サムトスル秋ニ方リ諸子ハ主家ニ奉シテ多年精勵各勤沿タルヲ身流ノ外ニ超然トレテ研鑽條修養ヲ怠ラス克ク自己ノ責務ヲ盡シ本日ノ盛典ヲ見ルニ至レルハ單リ諸子ノ幸慶ノミニ止ラス時運ニ應シテ益々多事ナラムトスル業界ノ前途モ爲ニ意ヲ强フスルニ足ルヘシ希ク諸子倍々知見ヲ廣メ風格技巧ノ精進ヲ究メ一段ノ工夫ヲ凝シテ千年ノ歲月ト萬人ノ努力ニヨリ醇化セラレタル我カ京染ノ聲價ヲ益々發揚セシムルト共ニ進テ邦家ノ福祉ニ稗補セラレムコトヲ一言述ヘテ告辭トス

昭和三年一月二十日

京都府知事正五位勳三等　大海原重義

祝辭

京都染物同業組合カ森ニ職工徒弟ノ條業證書並善行褒賞狀授與式ヲ擧行セラル、ハ本市染物業ノ振興從業員ノ善導上洵ニ慶賀ニ堪ヘザルトコロナリ惟フニ業務ノ發展進歩ハ之ニ從事スル優良ナル人材ニ俟タサルヘカラサルハ贅言ヲ要セサル處ニシテ殊ニ吾カ京染ノ如キ精巧ナル技術ヲ要スル工業ニ於テハ其ノ要更ニ切ナルモノアルヲ信ス今日證書ヲ授クラレタル諸君ハ多年刻苦研鑽ノ功ニ依リ業務ヲ修了セラレタルモノニシテ洵ニ榮譽ト謂フヘク父兄竝店主ノ欣快亦想フヘキナリ今ヤ斯業ノ前途信々多事ニシテ新シキ研究ト進ミタル技術ハ諸君ニ俟ツトコロ愈々多カラントスルノ時ニ當リ諸君カ假令今日條業ノ榮譽ヲ贏チ得タリト雖モ今後一層研鑽怠ルコトナク森ニ條業ヲ積ケラル、ト共ニ德義ヲ重ンジ名節ヲ向ヒ精勵事ニ當リ以テ斯業ノ爲ニ一層奮勵努力アランコトヲ切望シテ止マサルナリ

賞義アル本日ノ式典ニ臨ミ一言ヲ述ヘテ祝辭ニ代フ

昭和三年一月二十日

京都市長　土岐嘉平

祝辭

本日京都染物同業組合職工徒弟諸氏ノ爲ニ善行褒狀及條業證書授與ノ式ヲ擧ケラル、ニ當リ祝辭ニ述フルコトヲ得ルハ深ク光榮トスル所ナリ惟フニ本市染物ハ意匠ノ精致色彩ノ鮮麗ヲ以テ古來普ク天下ニ稱揚セラル、所ニシテ本市ノ重要產業タルノミナラス我國商工業ニ寄與スル所頗ル大ナリト諸氏久シク職工徒弟トシテ染色ノ業ヲ修得シ最能努力怠ニ其ノ始成リ今將サニ出ヲ、自ラ業界ニ活躍セムトスルハ獨リ諸氏ニトリテ大ナル喜ヒタルノミナラス我カ染色界ノ前途ノタメ祝福ニ堪エス顧クハ益々其ノ体得スル所ノ技能ヲ發揮シ業界ノ進歩ヲ扶ケ大ニ社會ヲ裨益セラレムコトヲ以テ祝辭トス

昭和三年一月二十日

京都市會議長　淺山富之助

答辭

京都染物同業組合ハ吾等從業員ノタメニ條業證書及褒賞狀授與ノ式ヲ擧ケラレ不肖亦其末席ニ列スルヲ得タルハ光榮ノ至リトス特ニ府知事閣下ヲ首シメ來賓各位ノ御臨場ヲ辱フセシノミナラス親シク告辭祝辭ヲ賜ハリ受賞者一統ノ前途ニ對シ懇篤ナル訓戒ヲ受ク誠ニ光榮ノ大ナルヲ覺ユ於是不肖等今後ニ於テ多年條業セシ處ノモノヲ實地ニ應用シ斯業ニ貢献シテ以テ今日ノ光榮ニ酬ユルアランコトヲ謹テ答辭トス

昭和三年一月二十日

受賞者總代　大西和三郎

◎外國染織物標本陳列會

前年京都市染織試驗場ヘ海外に於ける染織視察を命せられた淺井條吉氏出張の際當組合より各種調査を囑托したるが同氏歸朝と共に其歡迎會を開くと同時に報告を受くる豫定の所荏苒今日に及びたるが幸ひ染色同志會の組織以來熱心に斯業に關する調査研究を怠らざる際とて今回會の主催として陳列會開催の議熟し組合は後援することゝし其總てを委囑したるに一昨廿三日を開會期日とし一氣呵成短日間に準備を整へ期日に至り一般縱覽を許したり標本種類は歐洲各邦に於ける粹を集めたるものにて點數千點以上に達し既成品未成品圖案各種に涉りて網羅せらる當日は折惡しく雨天なりしに拘はらず參觀人は朝來輻湊し混雜を極めたり當業者の多くは好參考智識を得たるを喜ぶもの多きを見受けられたれば今後染織界に異彩ある製品が市場に現はること なるべし此催に關し專ら斡旋の勞を採られたる人々は原民三郎桂黃助金山藤兵衛横江竹三田中常太郎永井靖二植村與三郎の諸氏を首め會員有志名は其勞を分ち遺憾なく閉會したるは近來に なき一大盛況なりし

◎各地博覽會

今年度內國各地に於て開催せらるゝ博覽會は左の通り出品希望者は京都商工會議所內出品協會又は當組合へ申出でらるべし經費は出品協會費の外左の負擔をなすものとす

東京　大禮記念國產振興東京博覽會
開期　二月廿四日より五月廿二日迄
經費陳列事務所間金參拾圓裝飾其他自辯

岡山　大日本博覽會
開期　二月一日より五月十八日迄
經費陳列事務所間金弁五圓他は前に同じ

仙臺　東北產業博覽會
開期　四月十五日より六月三日迄
經費陳列事務所間金參拾圓他は前に同じ

高松　金比羅產業博覽會
開期　三月十日より五月十日迄
經費陳列事務所間金貳拾圓他は前に同じ

◎御大典記念色見本

今秋の大典を記念するため色彩千二百色の一大標本を編製し幾分斯業界のために貢献せんと諸色染部は左の主意順序の下に行することゝせり因に標本名は大阪朝日新聞記者の幹旋に依り或る考古學者の意見に依り「聖德」と名づけたり

◎主意　染色藝術の基調をなすものは色彩である。模樣と雖も色なくして決して其の存在を許さぬものである。而も色を表現することは染色家の使命であり生命でなければならぬ、恰も曠古の御聖德を讃せらるゝを模ざし茲に望ましい色彩を一子に形づくつて吾染織界の要望に副はむとするもので現代服飾の撰色に至便なるものを公にしたいのである。

◎撰色　近時流行色が世界的に統一せられる傾向があり內外の流行が色に於いて著しく共通點を見出し得るに今回發行する黃檀の撰色については世界各國から蒐めた色を參考とし之れを日本化し更に御聖典の氣分を表はす高雅な色調を併せ一は古典味を一は新し味を兼ね備へた豐富な內容である。

◎配列　調和を考慮し、色の撰定に便なるを主として配列せり。

◎生地　別紙にて一色中に故金後、金後、赤子の三部を載ス

◎振合　六〇〇色廻二卷とし、美しく而も取扱ひに便な形式である。

以上內容を略記し森に斯界關係者諸彦の共鳴を望む次第で、必ずや座右に列せらるべき必須の好資料たるを信ずるものである。

發行期日　昭和三年四月下旬（定價拾八圓也）

豫約〆切日　昭和三年四月十五日（豫約價格拾七圓也）

◎特許權

茶染部北村平三郎同部員西室貴義の兩氏は別項の如く紋織機及黑色染法の發明をなし各特許登錄をえ

特許第七三七四五號

京都市下京區西院淵町四十五番地一
特許權者（發明者）　北村平三郎

紋染機

明細書

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ堅牢ナル上匡ト下匡トヨリ成ル挾壓機枠間ニ上下二個ノ挾壓駒ヲ裝シテ該上下駒間ニ可染布ノ紋部ヲ挾ミ上下挾壓駒ノ頂部ヲ上匡ニ設ケタル押壓螺杆ニヨリ緊ニ一ベクセル一組ノ挾壓機ヲ多數配列附設シタル特ヲ染液槽內ニ於テ緩慢ナル上下運動ヲナシテ紋染機ニ係リ其目的トスル堅固ニ挾壓セシメテ染着ヲ中微少ノ狂ヒヲモ生ズルノ憂ナク紋部ノ輪郭ハ鮮明ニ全體ニ染着セシメテ一時ニ多數ノ紋染ヲナシ而カモ耐久的ナラシメントスルアリ

圖面ノ略解

第一圖ハ本發明裝置ノ要部トスル挾壓機ノ正面圖第二圖ハ其縱面圖第三圖ハ全体側面圖第四圖ハ其ノ正面圖第五圖ハ紋染機ヲ同時ニ操作セシムル場合ノ運動ヲ示ス略圖第六圖ハ其平面圖ナリ

發明ノ詳細ナル說明

本發明ト堅牢ナル上匡ト下匡トヨリ成ル挾壓機枠間ニ上紋壓用ノ可染部ノ紋部ヲ挾持スベクセル上下二個ノ挾壓駒ヲ嵌裝シテ上方駒ノ頂部ヲ上匡ニ設ケタル押壓螺杆ニヨリ强壓スベシ紋部分

© Kyozomekai

ニ當リ其上ニ上駒ヲ押ヲ以テ上匡（c）ヲ閉ヂタ自行（c）ヲ駒ノ位置ニ挿ケ押壓螺杆（E）ニヨリ上駒ノ頂部ヲ强ク押壓ス而シテ紋部分以外ハ間隙（a）ヨリ第三圖及ビ第四圖ノ點線ニテ示ス如ク下方ニ垂下セシメテ挾壓機ヲ可染布ノ最ニ應ジ枠（h）上ニ配列シタル後該枠ヲ染液槽內ニテ前記ノ如キ運動裝置ニヨリ緩慢ナル上下動ヲナサシメ適當時間ヲ經過セル後該枠ヲ運動裝置ヨリ取外シ其儘起重機又ハ其他ノ手段ニヨリ液槽外ニ取出シ他所ノ洗滌槽或ハ其他ノ處理ヲナスベキ個所ニ持運ビテ適當ノ處理ヲ施シタル後布ヲ取リ去リ再ビ前記ノ如ク布ヲ取付ケテ液槽內ニ持運ビ染着操作ヲ繰返スモノトス

特許請求ノ範圍

本文所載ノ目的ニ依リ本文ニ詳記シ且圖面ニ示ス如ク上匡ト下匡トヨリ成ル挾壓機枠間ニ嵌挾セル上下二個ノ挾壓駒及ビ之ヲ押挾スベキ押挾螺杆ヲ任意ニ變位セシメ得ベク附設シ之ニ挾持セラル、可染布ヲ其布幅ヲ保タシメテ垂下セシメ得ベク構成セル挾壓機ヲ適宜枠上ニ配列附設セル事ヲ特徵トシ該枠ヲ染液槽內ニ於テ適宜機構ニヨリ緩慢ナル上下動ヲナサシムベクシテ成ル紋染機

附記

一、本文所載ノ目的ニ依リ本文ニ詳記シ且圖面ニ示ス如ク染液槽ノ兩側ニ廻轉軸ヲ設ケテ此ノ廻轉ヲ螺糸齒輪及ビ齒輪並ニ連杆ノ作用ニ依リ槽內ノ枠ヲ上下ニ動搖セシムベクナシタル請求範圍ノ紋染機

二、本文所載ノ目的ニ依リ本文ニ詳記シ且シ圖面ニ示ス如ク數多ノ染液槽ヲ並列設置シテ共通ナル廻轉軸ヲ設ケ數槽ヲ同時ニ運轉セシメ得ベクナシタル請求範圍及ビ附記第一項記載ノ紋染機

特許第七三七五五號

山梨縣南都留郡谷村町上谷八十五番地
當時　下京區大宮通五條上ル
特許權者（發明者）　西室貴義

明細書

黑色染色法

本發明ノ目的ハ黑色ノ染色ニ關シ特ニ鐵媒染ヲ施シ「ログウード」、檳榔子、單寧、エキス」其他ノ單寧性染料ニテ染色セルモノハ汗其他有機酸ニ觸ルルトキハ漸次變色シテ褐色味ヲ呈スルヲ免レズ本發明ハ豫メ「インヂゴゾル」溶液ニ浸シ特ニ酸性トセル硝酸液ニ通シ「インヂゴゾル」ヲ發色セシメ後單寧性染料ヲ染着スルコトニ依リ前記ノ缺點ヲ刈除シ同時ニ極メテ優美ナル黑色調ヲ帶ハシムルモノナリ

今其實施ノ一例ヲ示セバ左ノ如シ

絹布ヲ之ニ對シ重量約二〜三%ノ「インヂゴゾル、オー」又ハ「インヂゴゾル、エロー」ヲ溶解セル液ニ下漬シ後ニ酸性トナセル硝酸鐵溶液ヲ通シ「インヂゴゾル」染料ヲ發色セシムルト同時ニ鐵媒染ヲ施シ次ニ常法ニ準ジ「ログクウード」檳榔子其他單寧性染料ニテ染色シ適宜ノ仕上處理ヲ行フモノトス

特許請求ノ範圍

前記ノ目的ヲ達スル爲メニ布帛ヲ豫メ「インヂゴゾル」屬染料溶中ニ下漬シ後酸性トセル硝酸鐵溶液中ヲ通ジ之ヲ發色セシムルト同時ニ鐵媒染ヲ施スコトヲ特徵トシ次ニ「ログウード」檳榔子　其他ノ單寧性染料ニテ染色スル黑色染色法

◎染織技術官會議が協議した國產染料の使用普及に關する件

去昭和二年十一月九日から十五日まで商工省で開催された染織技術官會議で協議した「國產染料の使用普及に關する件」の要項は左に誌す通りであつた。

（一）各府縣及地方試驗場に於て努むべき事項

（イ）指定染料を指定する場合、品質價格共に外國品に對し遜色なき國產品を原則として指

京都染物同業組合月報

發行兼編輯人　新野昇悠
印刷人　森本輝一郎
京都市並木通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

第二百四十五號

公示

◆公示第七號

左記ノ者徒弟契約期間中脱走セシニ付組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ雇入ヲ停止シ此旨公示ス

昭和三年二月

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

諸色染部員　岡村留吉　徒弟
〃　園　政一
〃　木村桑吉

◆公示第八號

本年度營業收益稅屆書取扱事務ハ來ル三月一日ヨリ取扱フニ付キ左ノ事項取調ヘ取扱手續希望ノ向ハ三月十五日迄ニ印章持參屆出セラルヘシ

昭和三年二月廿五日

京都染物同業組合

◆收益稅申告書屆出ヲナスニハ此計算書ニ基キ申告セラルヽヲ便宜ト信ジ參考ノタメ記載ス

營業收支計算書

（自昭和二年一月一日至昭和二年十二月卅一日壹ケ年間）

住所
氏名

收入ノ部

科目	金額	解說
工賃		收入シタル工賃ノ總現金入高カラ十四年ノ掛デ十五年中ニ入ッタ金額ヲ引イタ昭和元年末ニ掛デ殘ッタ金額ヲ加ヘタモノ
加算		營業ニ關係シタ不用品ノ賣却代、不上リ品ノ賣却代等
收入計		

支出ノ部

科目	金額	解說
染料其他原料費		染料、藥品、糊ナド一切ノ十五年中ノ總買入高（何圓）カラ昭和元年十二月末現在品ノ買入原價ニ見積ッタ金額（何圓）ヲ引キ之ニ十四年十二月末カラ十五年ヘ繰越品ノ買入原價（何圓）ヲ加ヘタモノ
石炭其他燃料費		
勤務力費		
職工又ハ徒弟給料手當		
同食費		
同衣服費		
下職拂工賃		
形代		
圖案費		
裝飾費		
工場借入家賃又ハ地料		
工場修繕費		
機械器具修繕費		
見本費		
運賃及荷造費		
電話料其他通信費		
支拂利子		
租稅及公課		
電燈瓦斯費		
筆紙墨文具其他消耗費		
交際費		
廣告費		
雇人給料及手當		
同食費		
歩引又ハ雜引		
其他雜費		
計		

右收支差引殘金ガ純益金

定する事。（ロ）地方特殊の染法に對し國產品にして缺陷ある場合は之を當該製造者又は染料工業會に通告し品質の改良を促す事。（ハ）地方小染色業者を一團となす組合等を組織して共同購入等の手段により品質確實なるものを出來得る限り廉價に買入るゝ方法を考究する事。（ニ）地方的染料消費の狀況を種類別に調査する事

（二）政府に對する希望

（イ）保護助成の政策を一層徹底せしめて國產品の品種の增加品質の改良價格の低下を圖られたき事。（ロ）國產染料に關する見本を各府縣工業試驗場、學校等に對し染料工業會をして配付せしめられたき事。（ハ）染料の販賣組織の改良に付考案せられたき事。（ニ）希望ある場合隨時各府縣ヘ專門家を派遣し講演會等に出席せしめられたき事

尙第三項『製造業者に關する希望』は、別項記事『技術官會議と染料製造業者』に據って明瞭となると思ふ、で茲には省畧して置く。

◎技術官會議と染料製造業者

染纖技術官會議が染料製造業者に希望した協議事項ど、これに對する日本染料工業會の四答草案は次の通りであつて、該案の實行方法は同會本部に於て考究する事となつてゐると。

（一）希望――製造業者の有力者を派遣し又は日本染料工業會を活躍せしめその他適當の方法を以て製品の宣傳に一層努むること。回答草案――經費その他の關係上全國一樣に派遣し得ざることあり故に先づ消費の大なる地方より始めんとす派遣の際はその地方の工業試驗場の協力を賜はりたし派遣に先ちその地方の工業試驗場に問合せを發することあるべきにつき詳細の御指導に接したし。

（二）希望――品質の統一に一層の努力を拂ひ品切等の絕對に生ぜざる樣努力すること。回答草案――過去二三年は品質の統一は不可能なりしも近年需給關係の整調を得大量生產に向ひし品種につきては統一の緒につきつゝあり。ドイツ染料について見るも小量生產の品種は品質不統一なるを免れず、これを良品と見る

に消費多量なるに從て品質は自ら統一さるゝのなり故にます〳〵國產染料の多量使用を希望す。又品切は飽ふ限り防止する方法を講じ居れりされど米國品又はドイツ品の入荷缺乏の徹見ゆる際に行はるゝ商人の思惑買占によりて起る品切は如何ともなし難しされど全國の消費調査が完全に近づくなど製造業者に於て製造豫想を確實に立つるを得需給關係が圓滑に進むは言を待たざるところなり。

（三）希望――國產染料には國產品たることを明記すること。回答草案――國產染料のマークの普及は結局は消費者側の國產染料に對する心理狀態に依る。消費者に於てなるべく速かに舶來品の宣目的尊重心を棄て公平なる批判的態度を以て國產染料に望まれたし。統計の示すところによれば大正十五年度に於てコールタール染料の我國に於ける消費全量の八割の國產染料を以て滿せり果してこれを其ならどせばマークの流布は國產八舶來二の割合ならざるべからずしかるに國產染料とそのマークとの普及が未だ歩を一にせざるはそこに國產品のマークが消費者の舶來染料尊重の先占的信念の下になほ埋沒せられ居るの證左にあらずや。

（四）地方小賣業者が相當の利益を得らるゝ樣販賣方法を改善すること。回答草案――地方小賣業者はその大小により利益率を異にし大なるものは問屋を操縱することによりて利益を占め居る營なり又國產染料が小賣業者に與ふる利益がドイツ染料のそれよりも小なりとは信じ難し。この點に至つては前項マークの場合と同樣の事情が存すべく結局は國產染料をなるべく多量に取扱ふことによつて利益額の增加を來すべし。

（五）希望――製品は樽入のほか十斤入一斤入などの小罐を造り鈴封を施されたるものを賣出すこと。回答草案――製造業者に於てはなるべく消費者の便を計り小口荷造りに努め居れりた文商人が主としてドイツ染料を取扱ひ居るときには國產染料に不安を感ずるが故に大樽を買入れこれを小分けして販賣染料

ざる弊ありこれ亦消費者の舶來染料尊重心どの間の因果關係によるものなり。

（六）希望――極要の地に染色試驗所を置き染色業者の依賴試驗に應じその他便宜を計るに努むること。回答草案――ドイツ染料の初期の活躍に鑑みかゝる方法もまた効果ありと感するが故に若し經費にして之を許せば設置する方可なるべしされど目下のわが染料製造業者の狀態に於ては不可能なるを以て過渡の方策として消費者が地方の工業試驗場等を利用し得るやう施設ありたく同時に製造業者と消費者との連絡を計るやう盡力せられたし。

（七）希望――製造業者は地方工業試驗場よりの照會に對し即時回答する樣努むること。回答草案――なるべく照會に應ずべし照會は經營首腦者宛に發せられたし。

◆張形材料「シューゼ」の需用に應ず◆

染色工業の發達に伴ひ模樣形に於ても從來の如く薄紙のみを用ゆるものをのみ用ゆる如き時代は過ぎ去りまして現今多く張形の材料として彫刻せられたる製品を使用せらるゝに至りました然るに之に應用すべき唯一の材料たる「シューゼ」なる輕綿は容易に求め得られざる不便ありて當店に於ても張形の注文を受くる毎に常に苦痛を感じたるが近來增々張形注文の數量を增したる處より或る機業家に圖り其製綿を依賴し比較的大規模を以て需要を滿たすことゝしました折柄同業者各位に於ても張形の注文を受けられ困難せらるゝ方々もあるやに聞き及びましたから若し該シューゼ御入用の際は御申込みになれば實費御分配致すべく亦張形に關する御指導も致すべくに就て御需用下されば至極結構と存じます

上京區西洞院三條上ル
余田太七
電話長中二四四九番

◆友仙着尺更紗シゴキ蒸諸々◆

當工場は開業以來（普通）に行はるゝ「手シゴキ」に機械應用する事の研究に苦心中の處漸く目的を達し尤も完全に「シゴキ」得る事を實驗上確信を得ました之に依るときは至極迅速に仕上げ得るゆみならず二三割以上糊を節約する事が出來ますから工賃も之に準じ安くなる道理であります一度試驗的に御用命の程願上ます

一、工賃は仕入貳拾五錢より（シゴキ水元共）
一、御得意の御都合に依り地色糊の調合も引受けます又糊コシは當方受持ます
一、當工場は「シゴキ」蒸專門で薄工賃で得意先の御便利を專一と致します

注意　同町内に同業者ありますから門燈に赤地を以て地色「シゴキ」の文字に御注意あり御注文を頂き度く願置きます

下京區岩上通錦小路下ル二軒目
馬場シゴキ工場

© Kyozomekai

雜錄

◎各部經費收支決算及豫算　昭和二年度に於ける部經費決算及三年度の豫算の確定せるもの湯製斗部を始め其他の部經費は左の如し

◆湯製斗部經費昭和二年度決算

金貳百九拾參圓七拾壹錢　收入總額

內譯

金貳拾參圓參拾八錢　前年繰越金
金貳百七拾圓參拾五錢　部經費徴收金
金貳百九拾參圓七拾參錢　支出總額

內譯

金貳圓
金拾八圓四拾六錢　備附品費
金貳拾五圓參拾九錢　印刷費
金六拾參圓四拾錢　通信費
金貳拾八圓貳拾錢　會議費
金參拾貳圓　事務費
金貳拾六圓拾貳錢　慶弔費
金拾四圓拾六錢　雜費
　現金在高

◆同　昭和三年度部經費豫算

金貳百九拾貳圓九拾六錢　收入總額

內譯

金拾四圓拾六錢　前年度繰越金
金貳百七拾八圓八拾錢　部經費徴收高
金貳百九拾貳圓九拾六錢　支出總額

內譯

金五圓　文具費
金五圓　備附品費
金貳拾五圓　印刷費
金參拾圓　通信費
金六拾圓　會議費
金參拾圓　事務費
金八拾四圓　雇人費
金五拾參圓九拾六錢　雜費

賦課法

一等一ヶ年　七拾錢　九戸
二等同　五拾五錢　十五戸
三等同　四拾五錢　十六戸
四等同　參拾五錢　四十七戸
五等同　貳拾五錢　六十三戸
六等同　拾五錢　百五戸

小紋染部昭和二年度收支決算報告

收入ノ部

一金貳百八拾九圓五拾四錢　總收入高

內譯

金貳百貳拾八圓　部經費（一等廿三人、二等百三十人、中略入頃者五十四人）
金六拾壹圓五拾四錢　前年度繰越金

支出ノ部

一金貳百七拾八圓參拾六錢

內譯

金貳拾壹圓參拾參錢　通信費
金四拾圓貳拾參錢　事務費
金貳拾參圓八拾錢　印刷費
金拾八圓四拾參錢　備品代
金百四圓五拾錢　諸給費
金七拾圓〇七錢　雜費
差引殘高金拾壹圓拾八錢　繰越金

小紋染部昭和三年度豫算

收入ノ部

一金參百九拾八圓拾八錢也　總收入高

內譯

金參百八拾七圓也　部經費徴收
金拾壹圓拾八錢　前年度繰越金

支出ノ部

一金參百九拾八圓拾八錢也

內譯

金百圓也　會議費
金五拾圓也　奬勵費
金五拾圓也　通信費
金參拾圓也　印刷費
金四拾圓也　事務費
金九拾圓也　諸給費
金貳拾五圓也　慶弔費
金拾參圓拾八錢　雜費

諸色染部昭和二年度部經費收支決算

收入ノ部

一金五百參拾九圓七拾八錢也　總收入高

內譯

金參百圓參拾貳錢　前年度繰越金
金五拾圓也　組合補助費
金百八拾五圓八拾錢　部經費徴收
金參圓六拾六錢　利子

一金四百四拾貳圓八拾錢也　總支出高

支出ノ部

內譯

金貳百八拾八圓七拾錢
金參拾六圓拾四錢
金七拾壹圓貳拾錢
金拾貳圓也
金八圓九拾八錢
金拾貳圓也
金貳拾五圓七拾八錢
差引殘額金九拾六圓九拾八錢　繰越金

諸色染部昭和三年度部經費收支豫算

收入ノ部

一金五百八拾五圓四拾八錢　收入總額

內譯

金參百參拾八圓五拾錢　部等級割徴收額
金九拾六圓九拾八錢　昭和二年度繰越金
金百五拾圓也　標本利益金收入

支出ノ部

一金五百八拾五圓四拾八錢　支出總額

內譯

金貳百六拾貳圓五拾錢　會議費
金百五拾圓也　勸業奬勵費
金貳拾圓也　通信費
金參拾圓也　文具費
金四拾圓也　事務費
金六拾五圓也　雜給費
金拾七圓九拾八錢　雜費

賦課法

一金八拾七圓五拾錢　一ヶ年參圓五拾錢　一等二十五戸
一金百拾七圓五拾錢　同　貳圓五拾錢　二等四十七戸
一金九拾壹圓五拾錢　同　壹圓五拾錢　三等六十一戸
一金四拾貳圓也　同　壹圓也　四等四十二戸
計金參百參拾八圓五拾錢　百七十五戸

一、二、三、四等ノ區別ハ納稅額ヲ標準トシテ賦課シタル昭和二年度ノ組合等級ニ據リテ之ヲ定メ組合ノ四等ヨリ十一等迄ヲ本部ノ一等トシ十二、十三等ヲ二等トシ十四、十五等ヲ三等トシ十六、十七等ヲ四等トス（但シ三等以上ハ該當者ナシ）

絹帛友仙區昭和二年度收支決算表

一金貳千四百七拾七圓參拾錢也　收入總額
一金貳千貳百拾貳圓參拾錢也　支出總額

收入支出差引殘金貳百六拾七圓貳拾七錢也

基本金貳千圓也　國庫債券及農工債券各一通

收入之部內譯

項目	決算高	豫算高	增△減
前年度繰越金	三三五、三四	三三五、三四	
區費總額	一二八、三〇	一二六、六〇	△一、七〇
基本金利子	一二、一六	一二、一六	
補助金	五〇、〇〇	五〇、〇〇	
雜收入	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
計	二四七、六〇	二四七、六〇	

支出之部內譯

項目	決算高	豫算高	增△減
俸給	八〇、〇〇	八〇、〇〇	
總會費	二〇、〇〇	二〇、〇〇	△二〇、〇〇
慶弔費	三五、〇〇	三五、〇〇	△三五、三五
會費	二〇、〇〇	二〇、〇〇	△六、〇〇
通信費	二五、〇〇	二五、〇〇	△二〇、〇〇
印刷費	三〇、〇〇	三〇、〇〇	△三、六〇
陳列會費	八〇、〇〇	八〇、〇〇	
退職賞金	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
雜費	二〇、〇〇	二〇、〇〇	△二〇、〇〇
豫備費	二九、六〇	二九、六〇	△九、六〇
計	三〇九、六〇	三〇九、六〇	三五

絹帛友仙區昭和三年度收支豫算表

項目	豫算高	前年度豫算高	增△減
前年度繰越金	二三五、三四	二三五、三四	四一、九五
區費總額	一二六、六〇	一二六、六〇	△一、〇〇
基本金利子	一二、一六	一二、一六	
補助金	五〇、〇〇	五〇、〇〇	
雜收入	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
計	三〇九、六〇	三〇九、六〇	四一、一一

支出之部內譯

項目	豫算高	前年度豫算高	增△減
俸給	八〇、〇〇	八〇、〇〇	
總會費	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇
慶弔費	三五、〇〇	三五、〇〇	三五、〇〇
會費	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇
通信費	二五、〇〇	二五、〇〇	二〇、〇〇
印刷費	三〇、〇〇	三〇、〇〇	二〇、〇〇
陳列會費	八〇、〇〇	八〇、〇〇	四〇、〇〇
退職賞金	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
雜費	二〇、〇〇	二〇、〇〇	
豫備費	二九、六〇	二九、六〇	△一〇、〇〇
計	三〇九、六〇	三〇九、六〇	一七一、一一

大禮記念工業品展覽會　去の頃京及既刊の下に工業品展覽會を開催せらる出品希望者は當組合へ申込まるべし

今回左記要項に依り大禮記念工業品展覽會を開催の事と和成候に付ては奮つて御出品下されたく候今秋御大典に際しての入洛者は數百万人にも達する事かとも存せられ候間この機會に於て大禮に因み又は京名所の意匠を表現し賣價一點拾圓以下の手輕なる工業品を拵らしく考案發賣する事は機宜に適したる事と存じ候就ては審査の上入賞したるものには本會長京都市長の褒狀及び賞金を授與し尚選外優良品をも加へて大禮博に賣店を營み或は今秋京都會館にて賣出す等其販賣に就ては各種の機關を利用して大いに斡旋に努むる計畫に有之候間會迄一ヶ月の餘日に候間考案製作を急ぎ御出品希望者は一人五種以内點數は制限不致候

◆大禮記念工業品展覽會出品規則抜萃

一、本會ハ大禮拜觀入洛者及ビ京都市ノ土產品ヲ蒐集展示シ當業者ノ製作上ノ研究ニ資シ併セテ販路擴張ヲ企ルヲ以テ目的トス

二、本會ハ京都市及京都工業會ノ合同主催トシ昭和三年三月十五日ヨリ廿八日迄十二日間京都市工藝館ニ於テ開催ス

三、出品一人五種類以内價格一點拾圓以下トス種類ハ漆器、陶器、金屬製品、木竹製品、染織物、刺繍、袋物、人形玩具、絲組物、食料品其他日用雜貨等ニシテ新大禮ニ關スル意匠及京名所ノ意匠ヲ表現セシモノニ限ル但シ食料品其他直接現品ニ意匠ノ出來ザルモノハ其ノ容器包裝ニ之ノ可ナリ

四、出品物ハ所定ノ付箋ニ品目錄ヲ添（三月十三日迄ニ工藝館ヘ搬入スルモノトス（申出ニ依リ目錄用紙ハ本會ヨリ交付ス）

五、出品希望者ハ三月十日迄出品申込ト共ニ會費金貳圓ヲ納付スルコト

六、出品物ハ之ヲ審査シ一點拾圓以下ノタルモノニ對シ左ノ褒賞ヲ授與ス一人ニシテ數個ノ褒賞ヲ受クヘキハ最高ノモノ一個ニ對シ授與ス

推薦　賞金　貳拾圓　一名
優秀　〃　拾圓　二名
佳作　〃　參圓　五名
審査ニ必要アルカハ出品物ノ一部又ハ全部ヲ消費毀損スルコトアルモ本會ハ其ノ損害ヲ負擔セサルモノトス

七、出品物ハ即賣ヲナシ賣上代金ノ百分ノ七ヲ本會ニ納付スルコト

◆本紙ハ規則抜萃ニ付細目ハ本會或ハ組合ニテ承知サレタシ

◎大禮記念京都大博覽會規則

今秋行はせらるゝ御大典を記念するため京都市の主催せる同博覽會規則は左の通り發表せられたり組合員にして出品希望の向は豫め準備せられたし

大禮記念京都大博覽會規程

第一章　總則

第一條　本博覽會ハ今上陛下御即位ノ大典ヲ奉祝シ併セテ本邦產業及文化ノ進展ニ資スル爲之ヲ開ク

第二條　本會ハ大禮記念京都大博覽會ト稱ス

第三條　本會ハ京都市之ヲ主催ス

第四條　本會ノ會期ハ昭和三年九月二十日ヨリ同年十二月二十日迄トス

第五條　本會ノ出品區域ハ日本帝國領土委任統治地及租借地トス但シ日本人ノ生產又ハ加工シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條　本會ハ參考トシテ外國生產品ノ出品ヲ承認スルコトアルヘシ

第二章　出品

第七條　出品ハ左ノ如ク之ヲ區分ス

第一種

第一部　御物

第二部　大禮參考品

第三部　其ノ他ノ貴重品

第二種

第四部　美術工藝品

第一類　書畫、彫刻

第二類　染織物、刺繍

第六部　染織工業品

第一類　絹、綿、毛、麻織物及其ノ交織物、緞通、絨毯、刺繍

第三類　染織物加工品

第八條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ出品スルコトヲ得ス

一、風俗著ハ秩序ヲ紊シ又ハ公衆ニ嫌忌ノ念ヲ起サシムルノ虞アリト認ムルモノ

二、發火其ノ他危險ノ虞アリト認ムルモノ

三、衛生上有害ト認ムルモノ

四、他ニ損害ヲ及ホスノ虞アリト認ムルモノ

五、其ノ他陳列ニ適セスト認ムルモノ

出品物ニシテ其ノ出品後前項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ取替若ハ陳列場所ノ變更ヲ爲サシメ又ハ出品申込ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

第九條　出品セントスル者ハ昭和三年五月一日迄ニ別記第一號樣式ニ依ル出品申込書ヲ本會ニ差出スヘシ

第十條　自營館其ノ他特殊ノ設備ヲ爲サントスル者ハ前條ノ期限迄ニ其ノ要領ヲ記載シタル出品申込書ニ其ノ仕樣書及設計書ヲ添附シ本會ニ差出スヘシ

第十一條　基礎工事ノ施行ヲ要スルモノ又ハ運轉ノ爲動力ヲ使用スルモノヲ出品セントスル者ハ出品申込書ニ其ノ設計圖ヲ、第二種第四部第一類ニ屬スルモノヲ出品セントスル者ハ別記第二號樣式ニ依ル出品目錄及第三號樣式ニ依ル解說書各二通ヲ添附スヘシ

第十二條　出品申込ニ對スル承認ノ通知ハ昭和三年年七月二十日迄ニ其ノ出品申込人ニ對シ之ヲ爲ス

第十三條　第二種第四部第一類ニ屬スル出品物ハ之ヲ鑑査ス

鑑査ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第十四條　出品申込ノ承認ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ別記第二號樣式ニ依ル出品目錄及第三號樣式ニ依ル解說書各二通ヲ本會ニ差出スヘシ

第十五條　陳列戸棚、陳列臺等ハ特殊ノモノヲ除クノ外本會ニ於テ之ヲ貸付ス但シ出品人ノ費用ヲ以テ其ノ設備ヲ爲サシムル事アルヘシ

第十六條　出品物陳列ノ場所面積ノ割當及陳列位置等ハ本會ニ於テ之ヲ決定ス　出品人ハ前項ノ決定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十七條　出品物ハ陳列ノ順序ニ從ヒ出品人ノ費用ヲ以テ其ノ他ノ設備ヲ爲サシムル事アルヘシ

第十八條　出品人ハ陳列館內ニ於ケル採光ヲ遮斷シ又ハ他ノ出品人ノ妨害ト爲ルヘキ陳列又ハ裝飾ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條　出品人其ノ出品ニ付特殊ノ陳列裝飾ヲ爲サントスルトキハ豫メ本會ノ承認ヲ受クヘシ

第二十二條　會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ陳列ヲ裝飾ノ變更又ハ陳列場所ノ增減變更ヲ爲サシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ要スル費用ハ出品人ノ負擔トス

第二十三條　出品人ハ會期中陳列場ヲ閉鎖シ又ハ陳列品ヲ撤去スルコトヲ得ス但シ陳列替其ノ他止ムヲ得サル事由ニ因リ本會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條　運轉スヘキ機械ノ出品人ハ危險豫防ノ設備ヲ爲シ且假寶時間中其ノ技術ニ經驗アル者ヲシテ之ヲ管理セシムヘシ

第二十五條　出品人ハ其ノ使用スル場所及物件ヲ他人ニ轉貸シ又ハ其ノ使用權ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第二十六條　出品物其ノ他ノ施設物ハ本會ニ於テ相當ノ管理ヲ爲スト雖天災、火災、盜難等ニ因リ滅失毀損シタル場合ニ於テハ本會ハ一切其ノ責ニ任セス

第二十七條　出品物ノ荷造、運送、搬入搬出及陳列設裝飾、動力其ノ他特別ノ裝置ニ要スル費用ハ總テ出品人ノ負擔トス

© Kyozomekai

第二十八條　出品物ハ本會閉會後十五日以内ニ種物其ノ他ノ設備ハ三十日以内ニ之ヲ撤去シ原狀ニ回復スヘシ

出品人前項ノ義務ヲ怠リタルトキハ出品人ノ費用ヲ以テ本會ニ於テ之ヲ執行シ又ハ適當ト認ムル方法ヲ以テ之ヲ處分スルコトアルヘシ

第三章　審査及褒賞並賞勵金

第二十九條　出品物ハ之ヲ審査ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　第一種ニ属スルモノ

二　官公署又ハ學校ニ於テ出品シタルモノ

三　書畫、彫刻

四　醫藥

五　參考品

六　審査ヲ辞退シタルモノ

十審査總長ニ於テ審査不能ト認メタルモノ

第三十條　審査ノ爲必要アルトキハ出品物ヲ消費シ又ハ毀損スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ生シタル損害ニ付テハ本會ハ其ノ賠償ノ責ニ任セス

第三十一條　審査職員ハ自己ノ出品物又ハ自己カ採取、生産若ハ加工シタル出品物ノ審査ニ關與スルコトヲ得ス

第三十二條　審査ノ結果優良ト認メタル出品物ニ付テハ其ノ出品人ニ對シ左ノ區分ニ依リ褒賞ヲ授與ス

一名譽大賞牌

二名譽賞牌

三金牌

四銀牌

五銅牌

六褒狀

前項ノ各賞牌ニハ賞狀ヲ附ス

同一出品人ニシテ同一部ニ属スル出品物ニ付等級ノ異リタル數箇ノ褒賞ヲ受クヘキトキハ其ノ褒賞中最高ノモノ一箇ヲ、等級ノ同シキ數箇ノ褒賞ヲ受クヘキトキハ其一箇ヲ授與ス

第三十三條　出品物ノ陳列、裝飾ニ付テハ特別審査ヲ行フ

前項審査ノ結果優良ト認メタルモノニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第三十四條　出品人ハ審査ノ結果ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三十五條　審査ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第三十六條　出品人第十七條ノ期限迄ニ陳列其ノ他ノ設備ヲ完了シタルトキハ檢査ノ上褒勵金ヲ交付ス

前項ノ褒勵金ハ第五十一條ノ規定ニ依リ當該出品人ノ納付シタル賃料ノ十分ノ二ニ相當スル金額トス

第四章　觀覽

第三十七條　本會ノ觀覽時間ハ毎日午前八時ヨリ午後五時迄トス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

前項ノ時間内ト雖會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ入場ヲ差止メ又ハ退場ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第三十八條　本會ハ一定ノ時期ヲ限リ夜間開場ヲ爲ス夜間開場ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第三十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場スルコトヲ得ス

一　傳染性又ハ他人ノ嫌忌スヘキ疾患アリト認ムル者

二　風儀若ハ秩序ヲ紊ス虞アリト認ムル者

三　畜類ヲ牽曳スル者

四　他人ニ迷惑ヲ及ホス虞アリト認ムル者

五　係員ノ指示ニ從ハサル者

第四十條　會場内ニ於テハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一　陳列品ヲ模寫又ハ撮影スルコト

二　陳列品ニ手ヲ觸ルヽコト

三　所定以外ノ場所ニ於テ喫煙スルコト

四　其ノ他不都合ト認ムル行爲

第四十一條　第三十九條ニ該當スル者及前條ノ行爲ヲ爲シタル者ハ之ヲ退場セシム

第五章　出品物ノ賣約

第四十二條　出品物ハ之ヲ賣約スルコトヲ得

第四十三條　賣約ヲ爲シタル者ハ内金トシテ其ノ代金ノ二分ノ一以上ヲ即時支拂フヘシ

出品人前項ノ支拂ヲ受ケタルトキハ直ニ賣約彙領收書ヲ買主ニ交付スヘシ其ノ樣式ハ會長別ニ之ヲ定ム

出品人ハ買主カ前項ノ期限迄ニ其ノ支拂ヲ爲サヽルトキハ其ノ契約ヲ解除シ前條第一項ノ内金ハ之ヲ返還セス

第四十五條　出品人其ノ出品物ヲ賣約シタルトキハ之ニ賣約濟ノ朱札ヲ貼付スヘシ

第四十六條　出品人ハ出品物賣約ノ事務ヲ本會ニ委託スルコトヲ得

出品人前項ノ委託ヲ爲サントスルトキハ豫メ別記第五號樣式ニ依ル賣約委託書ヲ本會ニ差出スヘシ

第四十七條　賣約委託者ニ對シテハ委託手數料ヲ徴收ス前項ノ委託手數料ハ賣上金額ノ百分ノ五ニ相當スル金額トス

第四十八條　賣約委託ニ依ル賣上金ハ閉會後二箇月以内ニ精算ノ上其ノ委託者ニ之ヲ交付ス賣上金交付ノ爲ニ要スル特別ノ費用ハ賣約委託者ノ負擔トス

第六章　賣店及敷地使用

第四十九條　本會會場構内ニ於テ賣店、飲食店休憩所、遊覧場、廣告其ノ他ノ營業若ハ設備ノ爲賣店又ハ敷地ヲ使用セントスル者ハ本會ノ承認ヲ受クヘシ

第五十條　第十條乃至第二十八條及第三十六條ノ規定ハ前條ノ營業又ハ設備ヲ爲ス者ニ之ヲ準用ス

第七章　陳列場所其ノ他ノ賃料及入場料

第五十一條　陳列場所其ノ他ノ賃料ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ徴收ス

一　館内土間

特等　一坪ニ付　金七十五圓以上

一等　同　金六十圓

二等　同　金四十五圓

二　館外敷地

特等　一坪ニ付　金六十五圓以上

一等　同　金四十圓

二等　同　金二十五圓

三等　同　金十五圓

三　陳列戸棚

一等　一小間（間口六尺奥行三尺五寸）ニ付　金七十五圓

二等　同　金六十圓

四　陳列臺一小間（間口六尺奥行三尺）ニ付

五　賣店

特等　一坪ニ付　金百圓

一等　同　金八十五圓

二等　同　金七十圓

三等　同　金五十五圓

前項ノ賃料ハ一坪若ハ一小間未滿ノ端數又ハ一坪若ハ一小間未滿ノ部分ニ付テハ之ヲ一坪若ハ一小間トシテ計算ス

第五十二條　入場料、左ノ區分ニ依リ之ヲ徴收ス

一　大人　一人ニ付　金五十錢

二　小人（六年以上十二歳未滿ノ者）　一人ニ付　金二十五錢

三　小學校兒童（三十人以上ノモノ）　一人ニ付　金二十錢

四　軍人、學生、生徒團體（三十人以上ノモノ）　一人ニ付　金三十五錢

五　其ノ他ノ團體（三十人以上ノモノ）　一人ニ付　金四十錢

第五十三條　觀覽者ハ入場券ニ依リ入場スルコトヲ要ス入場券ハ賣捌人ヲ指定シテ之ヲ發賣セシムルコトアルヘシ

入場券ハ本會會期中有效トス但シ特ニ期限ヲ指定シタルモノハ其ノ期限ニ依ル

第五十四條　賃料ハ指定ノ期日迄ニ之ヲ納付スヘシ

第五十五條　既納ノ賃料及入場料ハ之ヲ還付セス

第八章　雜則

第五十六條　本會ハ出品物ヲ模寫若ハ撮影シ又ハ之ヲ刊行スルコトアルヘシ

第五十七條　出品人、賣店及館外敷地使用者竝其ノ使用人ニ對シテハ特別入場券、徽章又ハ門鑑ヲ交付シ之ニ依リ入場セシム

前項ノ入場ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第五十八條　會場外ニ物件ヲ搬出セントスル者ハ本會ヨリ搬出證ノ交付ヲ受クヘシ但シ會場内ニ於テ買求メタル即賣品又ハ携帶品ノ類ハ此ノ限ニ在ラス

第五十九條　本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

京都染物同業組合月報

第二百四十六號

發行兼編輯人　新野貞慈
印刷人　森本理一郎
京都市柳座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第九號

左記ノ者徒弟契約ヲ締結シ登録ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和三年三月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員　高木　藤二郎第　横道　繁雄
〃　橋詰　金藏
〃　廣田　廣吉
〃　松島　美雄
〃　上田　正良
〃　吉田　弘
浸落調整部員高木　忠藏捷夫
友仙染部員　堀田伊三郎
〃　島田　武俊
〃　藤兼　幸一
友仙染部員　芳田　助市郎
〃　栗林　致十郎
〃　中山　泰雄
〃　田中　弘
〃　倉井　勝
〃　高島　金兵衛
〃　安田　忠次郎
〃　野村　覺太郎
〃　松浦　勇次郎
〃　島田　喜次郎
〃　齋藤　治三郎
〃　井上　喜美
〃　水谷　繁次郎
〃　福村　富三郎
〃　川瀬　利三郎
〃　中村　庶太郎
〃　内田　松之助
〃　椿　林
〃　眞田　政吉
〃　木内　晴三郎
〃　東井　力藏
〃　青山　勤三郎
〃　沖野　柔三郎
〃　栗津　捨吉
〃　河野　義
〃　武藤　鶴之助
〃　大野　辨三
〃　東　寅之助
〃　久保　常吉
〃　柴山彌左衛門
〃　百村　勝次郎
〃　瀧瀬　仙五郎

尚ほ同區の事業たる友仙陳列會は六月八坂倶樂部に於て開催の豫定なりしが會場逕ため延期する事となり更に協議を重ね決定する筈なり

◎部經費豫算決算

練物部昭和二年度部經費決算及糸綛色染部昭和二年度部經費決算及三年度の豫算は左の通り報告せられたり

昭和二年度練物部々經費收支決算表

收入之部

一金貳百八拾八圓參拾八錢　收入總額

内訳

金百貳拾七圓拾八錢
金五拾八圓
金參圓貳拾錢

前年度殘高繰越
昭和二年度經費徴收
預ケ金利子

支出之部

一金四拾七圓貳拾四錢　支出總額

内訳

金八圓　慶弔費
金八圓　事務費
金貳圓七拾四錢　通信費
金四圓五拾錢　集金費
金貳拾四圓　部報費
差引殘金貳百四拾壹圓拾四錢

糸綛色染部昭和二年度部經常費收支決算書

收入之部

一金五百貳拾參圓七拾九錢　總額

内訳

金貳拾七圓
金四拾四圓九錢
金參拾九圓四拾六錢
金五拾壹圓拾八錢
金貳拾七圓拾九錢
金六拾圓
金參拾貳圓七拾五錢
金百六拾五圓四拾錢
金五拾六圓七拾貳錢

昭和三年度へ繰越金

糸綛色染部昭和三年度部經常費收支豫算

收入之部

等級割

一等　同　一ケ年一戸負擔額　金七圓八拾錢
二等　同　金五圓貳拾錢
三等　同　金四圓六拾錢
四等　同　金參圓四拾錢
五等　同　金貳圓貳拾錢
六等　同　金壹圓
七等　同　

戸數割

一、經費等級割戸數割ノ二法ニ據リ徴收ス
一、等級割ハ部役員會審議ニ依リ之ヲ定ム
一、戸數割ハ平等トシ一戸一ケ年金貳拾錢トス
一、徴收ハ一ケ年ヲ二期ニ別チ上半期下半期ノ二回ニ徴收ス
一、經費怠納不納者處分ハ京都染物同業組合ノ定款ニ準據ス

前年度剰餘金

計　金　五四七・〇〇〇
　　二八・八〇〇
　　五六・七二〇
　　六三二・五二〇

支出之部

記帳費　六〇・〇〇〇
印刷費　五〇・〇〇〇
通信費　四〇・〇〇〇
事務費　三五・〇〇〇
會議費　一二〇・〇〇〇
雜費　二五〇・〇〇〇
給料　七七・五二〇
書籍費　六三二・五二〇
賞與費
褒彰式費
慶弔費
計

雜錄

◎友仙部役員改選

組合友仙區役員任期滿了に就き三月十四日役員募會を開きたるに左の通り當選就任せられたり

幹事　松野　健太郎
副幹事　長谷川政吾
同　山本秀三郎
出納役　中島　眞三郎
豐査役兼役員　八名
長谷川大郎　品藏
目片久次郎　清吉
北井新吉　北川
森田菊之助
福井繁太郎　二谷彌佐藏

區商議員

西島竹次郎　堤
佐々木健三郎　北川
長谷川松次郎　森田菊之助
河田樂太郎　福井繁太郎　二谷彌佐藏
間所伊太郎
山下兼三郎
平井吉之助
兼平繁太郎

◎十五回商工省展覽會

別項規程の通り商工省に於て取扱ひ開催せらるゝものなるが京都市に於ては本市の出品に對し左の通り物品の取扱ひをなす旨通知せられたり

一、本要項ノ適用ヲ受クルモノハ本市ニ住所ヲ有シ本市内ニ於テ製作シタル作品ヲ出品スルモノ

二、出品申込書ハ二通作成ノ上四月十七日迄ニ京都市役所商業課ヘ差出スヘシ

三、出品目録用紙ハ申出次第交附ス

四、出品物ハ四月二十三日ヨリ二十六日マデ三日間綾小路公園工藝館ヘ搬入スヘシ但シ出品ハ外箱ノ破壊途中破損セサル程度ノモノヲ選ヒ著ヲ釘附セス搬入スヘシ

五、出品物ハ必ス各品毎ニ申込書ノ目録ニ記載シタル小札ヲ附スヘシ

六、本市ハ出品物ノ管理ニ關シ十分ノ注意ヲナスト雖モ運送其他ノ原因ニヨル亡失毀損其他一切ノ損害ニ對シ其責ヲ負ハス

六、出品物ノ往復ニ要スル費用ハ出品物ノ都合ニ依リ本市豫算ノ許ス限リ片道或ハ全部ヲ市ニ於テ負擔ス

商工省工藝展覽會規程抜萃

第一章　總則

第一條　工藝品ノ改善發達ヲ圖ル爲毎年一回工藝展覽會ヲ開催ス開催地、會場、會期其ノ他ノ事項ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第二條　本會ニ左ノ二部ヲ置ク

第一部　圖案
第二部　工藝品

第一部ニ出品スル圖案ニハ之ヲ應用シテ製作シタル物品ヲ、第二部ニ出品スル工藝品ニハ其ノ圖案ヲ添附スルコトヲ妨ケス

第三條　出品ハ鑑査ニ合格シタルモノニ限リ之ヲ陳列ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ出品人一人ニ付出品二點ヲ限リ鑑査ヲ要セシシテ之ヲ陳列ス

一　工藝審査委員會委員タル者又ハ委員タリシ者カ出品シタルトキ

二　褒賞一等賞ヲ授與セラレタル出品ト同種ノモノヲ出品シタルトキ

三　褒賞二等賞ヲ授與セラレタル者カ褒賞ヲ授與セラレタル出品ト同種ノモノヲ其ノ型

第四條　出品ノ搬入及搬出ニ要スル費用ハ總テ出品人ノ負擔トス

第五條　出品ノ保管ニ關シテハ十分ノ注意ヲ爲スト雖モ出品ノ亡失、毀損、汚染其ノ他ノ損害ニ對シテハ別ニ定ムルモノヽ外其ノ責ニ任セス

第六條　出品人ノ承諾及商工省ノ許可ヲ得ルニ非サレハ出品ヲ撮影又ハ模寫スルコトヲ得ス商工省ハ出品ヲ撮影者ハ模寫シ又ハ之ヲ刊行スルコトアルヘシ

第二章　出品

© Kyozomekai

第七條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ出品スルコトヲ得ス

一　製作後三年以上ヲ經タルモノ

二　本會、其ノ他博覽會、共進會、展覽會又ハ品評會ニ陳列セラレタルコトアルモノ（但シ本會ニ對スル出品ヲ除外シ他ノ場合ニ於テ同ジ製品ヲ二回以上出品セラレタルモノハ此ノ限リニ非ラズ）

三　販賣ノ爲店舗ニ陳列シタルコトアルモノ

四　風教ヲ害スル虞アルモノ

第八條　出品セントスル者ハ附屬様式ノ申込書ヲ商工省ニ差出スヘシ

申込書ノ差出期日及出品ノ受理期間ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第九條　出品ヲ受理シタルトキハ出品受領證ヲ交付ス

第十條　鑑査不合格ノ通知アリタルトキハ出品人ハ遅滞ナク其ノ出品ヲ搬出スヘシ、若シ通知ヲ發シタル日ヨリ二十日ヲ經ルモ搬出セサルトキハ商工省ニ於テ適宜之ヲ處分スルコトアルヘシ

第十一條　出品人ハ陳列ノ位置、配列等ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三章　鑑査及審査

第十二條　陳列品ハ總テ審査ヲ受クヘキモノトス但シ第三條各號ノ一ニ該當スル出品又ハ學校其ノ他營利ヲ目的トセサル團体ノ出品ハ特ニ出品人ノ請求アル場合ノ外ハ審査ヲ行ハス

第十三條　鑑査及審査ハ工藝審査委員會之ヲ行フ

第十四條　鑑査又ハ審査ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四章　褒賞及協賛賞

第十五條　審査ノ結果優等ノ出品ノ圖案者又ハ製作者ニ對シテハ褒賞ヲ授與ス

前項ノ圖案者又ハ製作者ト出品人ニ非サル場合ニ於テハ圖案者又ハ製作者ニ授與スル褒賞ノ出品人ニ授與ス

第十六條　褒賞ハ左ノ四等級トス

一等賞　二等賞　三等賞　褒狀

第十七條　受賞ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五回工藝展覽會々場、會期及出品申込期日等左ノ通定ム

一　會期

自昭和三年五月十六日至同年七月五日

二　會場及展示期間

自五月十六日至六月四日迄二十日間ハ東京市丸ノ内府立東京商工奨勵館内

自六月十二日至七月五日迄十四日間ハ大阪市天王寺公園内

三　本會事務ハ四月二十五日迄ハ商工省商務局ニ於テ、四月二十六日ヨリ六月十日迄ハ東京會場内ニ於テ、六月十一日ヨリ七月十四日迄ハ大阪會場内ニ於テ、七月十五日以降ハ商工省商務局ニ於テ之ヲ取扱フ

四　出品ノ種類　左記各種ノ工藝品及之ニ應用スル圖案

一　金屬器

一　陶磁器及硝子器

一　染織物（刺繍、編組物ヲ含ム）

一　漆器

一　木竹器

一　以上各種ノ綜合工藝品及其ノ他ノ工藝品

出品者ハ出品申込書ヲ四月二十日迄ニ商工省商務局ニ差出スヘシ

五　出品受理期間ハ四月二十六日ヨリ同月三十日迄トス但シ鑑査ノ要セサル出品ニ就テハ五月五日迄トス

出品ハ右期間内毎日午前九時ヨリ午後四時迄ニ東京會場ニ搬入スヘシ

六　輯留荷物ハ絶對ニ之ヲ取扱ハス

出品物ニハ必ス各品毎ニ申込書ノ目錄ニ記載シタルト同一ノ番號、府縣市名及出品人氏名ヲ記シタル小札ヲ附スヘシ

七　出品ノ圖案ハ强靭ナル紙又ハ布ヲ使用シ且陳列上見苦シカラサル様適當ノ表裝ヲ爲スヘシ

八　出品物及出品人ノ會場ヘノ往復ニ對シテハ官設鐵道ニ於テ運賃割引ノ特典アルヲ以テ必要ノ向ハ商工省商務局ニ對シ割引證ノ交付ヲ請求セラルヘシ

九　各會場ニ於ケル初日ハ招待日トス

十　陳列品ノ賣約ハ五月十六日ヨリ十八日迄申込ヲ受付ケ同十九日ニ抽籤ノ方法ニ依リ買主ヲ定ム但シ一出品物ニ對スル申込者一人ナルトキハ其ノ申込者ヲ買主トス

五月十九日以後ハ優先ノ申込者ヲ買主トシテ賣約ヲ爲ス

官公廳カ參考品トシテ必要ノ場合ハ抽籤ニ依ラス優先賣約ヲ爲ス

十一　大阪ニ於テ展示スル爲移送スル場合ニ於テハ左ノ條件ニ依ルモノトス

イ　移送ノ荷造及運搬費ハ商工省之ヲ負擔ス

ロ　移送ノ爲生シタル損害ニ付テハ商工省ニ於テ賠償ヲ爲スノ責ニ任セス但シ事情酌量スヘキモノアリト認メタル場合ニ於テハ商工省ニ於テ相當ト認ムル程度ノ賠償ヲ爲スコトアルヘシ

十二　出品人又ハ買主ハ東京又ハ大阪事務所ニ買上品ハ大阪ヨリ發送スル場合ニ於テハ荷造及運搬費ハ出品人又ハ買主ノ負擔トス

ロ　出品ノ事務所ハ於テ直接引取ヲ希望セラル場合ニ於テハ東京ニテ引取ハヤノ別ヲ出品申込書備考欄ニ明記スヘシ

◎小紋染部見學團

三月一日小紋染部員は市立染織試驗場の見學をなすため部員六十名打揃ひ同所機織科染色科其他試驗に關する各室を巡視し一々受持技師の說明を聞き大に見聞を新たにして得る所少からず實に百聞一見に如かざるの感想を與へたるが尙ほ場長淺井氏は爲めに一場の挨拶をなし今後は試驗場と染業者とは互に接近し相共に斯道の研究をなすの必要を述べ更に成瀬森兩技師を紹介して質問のあれば應答せしむべく懇切に待遇せられたり其際部員より人造絹糸織物捺染に就て質問せしに對して書面として左の通り報告せられたり

人造絹糸織物捺染法

人造絹糸より成る織布に捺染するに際し天然絹糸の織物に比し困難なる點は使用し得る染料が後者は多數なるに前者は限定せらるゝなり、殊に酸性染料は現在にては應用することを能はずしてために鮮麗なる色相を得ること甚だ困難なり而して鹽基性染料は人造絹糸には淡色の場合にはタンニン酸等の媒染を施さずして直接に染着し得るものなり、この點同じ植物性繊維の木綿と相違するところなり

直接染料は最も簡單に應用し得るものなるが色相の鮮明度に於て劣るを遺憾とす然れども染料に依りては相當日光に堅牢にして鮮明なる色彩のものあり、次に直接染料中より選擇したる適當なる染料を擧ぐべし

赤　ダイレクト　ローズ　T
　　ダイアミン　ローズ　B D
　　クロラミン　スカーレット　B
　　ベンゾファスト　スカーレット　4 B S

黄　ベンゾファスト　エロー　4 G 2
　　クロラミン　エロー　G
　　ダイアミン　ファスト　エロー　4 G
　　ベンゾ　ファスト　オレンヂ　S

橙　ニウポン　グリーン　B
　　ブリーアント　ベンゾ　グリーン　B

緑　ベンゾ　ダーク　グリーン　E F L

青　ベンゾ　ファスト　ブルー　4 G L
　　ベンゾ　ファスト　ブルー　2 R L

紫　ベンゾ　ファスト　ヘリオトロープ　B L
　　ライト　ブラウン　R L
　　ダイアミン　ブラウン　3 G
　　クロラミン　ブラウン　G
　　トライレン　ブラウン　2 R
　　ベンゾ　ファスト　ブラック

黒或は緑ベンゾファスト　ブラック

近時人造絹糸の應用盛んとなり殊に人造絹糸の帶地の捺染する場合には多くの困難なるものなるが是等に捺染するに當り場合には堅牢なるを免れず淡色場合には可成堅牢なるを要するときには媒染法に依り直接染料は其目的にかなふものなるも鮮明なるものなり

次に鹽基性染料は人造絹糸は鹽基性染料に對して直接染料中平なる染料に屬し且色相

染料に鹽基性染料は總て人造絹糸は鹽基性染料に對して淡色の場合は媒染を要せずして直接に捺染することを得、然れども日光に不堅牢にして又濃厚なる色の場合には水洗にも不堅牢なるこの缺點を補ふため媒染前を必要とするものなりタンニン酸の應用は型紙捺染には不適當にして且使用する水に鐵分を含有するときには鹽基性染料はタンニン酸の混入にもよりて著しく汚れ鹽基性特有の鮮明なる色相を得ること能はずタンニン酸に代るべき媒染を使用するとき適當なる結果を擧ぐれば次の如し

鹽基性染料　○、五
レゾルシンの　三
　　ニール溶液
友　仙　糊　八〇
水　一七

レゾルシンとアルコールとを同量取り二者を混合したるものを始めとして染料を溶解して糊に加へ冷却したる後加へ次に普通の方法により捺染し蒸熱するものなり

鹽基性染料を溶解するには使用水は石灰、鐵、マグネシウム等の鹽類を含有せざる所謂軟水を可とし、もし石灰、マグネシウム等を含む水を使用するときは溶解惡し、この場合には水に少量の醋酸を加ふるか又更に溶解の困難なるときにはアルコールを加ふるも可なり前記レゾルシンの量は染料の濃度に依りて適宜この割合に依りて加減するものとす

右は京都市立染織試驗場技師森氏の實驗に係るもの特に本部のため參考として送附せられたるものとす若し本件に付き質疑あらば試驗場同氏に就き詳細の答辯を求められたし

◎奉祝暮紋章

印し染部々長土山藤吉氏同部員宮本忠氏其他松本敬太郎氏等同窓之

はせらる、向大典は國民一般の來賓する處なるも之れが表徴とすべき適當の方法の講ぜられたるものあるを聞かざればせめて市民一般は其筒帛すべき嘉の紋章を一定するは或は時宜に適したるものにあらざるかとの議ありしより昨年以來之に關して講究を重ねず市立染織試驗場圖案技師に依頼し御大典奉祝の意味を含め尤も適當なる紋章の作成を依頼したるに北宮技師は快諾の上熱心研究の上鳳凰を主体とし櫻花を左右に配したる圖書を示されたるに依り役員會を開き之を採用することゝし取敢へず登録の手續をなし其使用權は部員同等の權利として下に使用せしめ注文に應ずることの決議をなし更に去る二日總會を開き之を發表せり尚ほ登録は去る三月十日許可の通知あり

◎小紋染總會

去る十四日午後六時より部員總會を開き審議する所ありしが其要件は下京區大宮通佛光寺附近に於ける某悉皆店は財政整理の名目の下に染賃支拂を停止し向ふ三ケ年間の年賦支拂の交渉を申出でたるに對し其筋に於て其方針を以て進ひべき手段を講じ居るを以て某店は目下整理を必要とすべき財政關係にありたる實跡は認められ半其間何らかの事情あるものと認められるれば彼店と取引關係ある染業者は之に對する方法を講じ置くこと又一たび分かる惡手段を看過するときは之に類するものの續出する恐れあれば總部員は此に一致する方針を定め置くこと必要なりしと云ふ故に本部員は協同一致して之れらの問題を解決する方法に就すことの決議をなしたり

◎色抜部役員會

本會は昨年中漸次工賃の支拂をなすものの或は强制的に引なをなす不正悉皆屋檢出し同業者を苦めるものの續出せる所あるを以て實際斯る正手段を弄する向きに對しては取引拒絶の法を採るべく不拂者には極力請求權のある限り請求し相互間の損害を防禦するの議を定め一般へ通知せし等なるが其詳細は部長たる西貝茂四郎氏下ル多田桧次郎氏副部長油小路四條下ル村田定七氏方に就て相談せられたしと

◎浸落方法を要せず加工法

組合員上京區新町通御池上ル工兵衛氏は衣服類に對するシミ或はホレ等の生ずるは時と場合に於て免れ難はざるものにて斯かる時は浸落業者の手に依て調整せられたるも既に變ひ上げたるものの或は甚さ高きものにて不便となる可き場合の多きは一般へ通知せし等なるが其詳細は部長たる西貝茂四郎

評議員役員ノ任期ハ二ヶ年トス　若干名

第七條　会長副会長ハ総会ニ於テ選挙シ幹事及評議員ハ会長之ヲ選定ス

第八條　会長ハ会務ヲ總理シ副会長ハ之ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理シ幹事ハ会務ヲ分掌ス評議員ハ重要ナル会務ヲ審議ス

第九條　役員ノ総ヲ名譽職トス

第十條　本会ニ廻間ヲ置ク

廻間及特別会員ハ会長之ヲ推薦ス

第十一條　本会ニ書記ヲ置クコトアルヘシ

書記ハ庶務、会計其ノ他ノ雑務ニ従事ス

第三章　総会及部会

第十二條　総会ハ毎年三月之ヲ開ク会長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時総会ヲ開クコトヲ得

第十三條　総会ハ豫算決算ヲ認定シ其ノ他会長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ議決スルモノトス

第十四條　本会ハ会長ノ意見ニ依リ工場ノ種類毎ニ部会ヲ開ク事ヲ得部会ノ決議事項ハ会長ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十五條　総会ハ会長ヲ以テ議長トス

部会ノ議長ハ部会ニ於テ之ヲ定ム

第十六條　議事ハ總テ出席会員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四章　会計

第十七條　会費ハ年額七圓五拾錢トシ毎年四月納付スルモノトス

特別会員ハ前項ノ会費ヲ徴收セス

第十八條　本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

○改正

一、会則第十一條ヲ左ノ如ク改正ス

「本会ニ理事及書記ヲ置ク

理事ハ会長ノ命ヲ受ケ庶務会計其ノ他ノ事務ニ従事ス

書記ハ理事ノ指揮ヲ受ケ庶務会計其ノ他ノ事務ヲ分掌ス」

二、会則第四條中左ノ字句ヲ改正ス

「京都府廳工場課内」トアルヲ「京都府廳監督課内」ト改正

◎印刷捺染方法

中立賣小川東入塚本喜太郎氏は標題の染法に關する特許を受く其明細書は左の通りなり

發明ハ性質及目的ノ要領　本發明ハ寫眞製版法ニヨリ得タル分色版ニヨリ從來普通ノ捺染糊ト水ニ不溶性ニシテ油ニ溶解スル性質ヲ有スル染料ヲ混和セル印花セラレタル被染物ハ一旦乾燥セシメ其後水洗スル等ノ工程ヲ必要トシ而カモ後者ノ如キハ染ノ上ヲニ於テ上記様目ナルモノ、殘存ニヨリ染色ノ主眼タル美觀ヲ損フコト甚ダシ

本發明ハ此等ノ缺陷ヲ除去シテ布帛編物及ビ編整經絲並ニ其他ノ纖維製品ヲ多色印刷捺染ヲ施スニ當リ寫眞製版法ニヨリテ作リタル分色版ヲ以テ從來普通ニ使用セラレタル油ニ溶解スル性質ヲ有スル適當ナル染料ヲ混和セル捺染糊及ビ水ニ不溶性ニシテ油ニ溶解スル性質ヲ有スル適當ナル染料ヲ油脂類ト混和セル捺染油泥トヲ交互ニ被染物ニ印捺シ然ル後適當ナル處理仕上ヲ施行スルモノニシテ今其實施ノ一例ヲ示セバ寫眞製版法ニヨリ稍粗大ナル「ドッド」（網目又ハ砂目）ヲ構成セラレタル牢調分色版ノ内第一版ハ普通捺染糊即チ澱粉質糊ニ一―五「パーセント」ノ染料ヲ混ジタルモノヲ以テ任意ノ布帛上ニ捺染シ更ニ第二版ハ

（イ）油染料　三分

「プロテクト」油　三〇分

ニ溶解シ別ニ

（ロ）「トラカントゴム」　六分

水　一五〇分

溶解シタルニ

生麩糊又ハ「ヒメ」糊　一五六分

ヲ加ヘ以上如クシテ得タル（イ）及（ロ）ヲ適宜ニ混ジタル油泥ヲ捺印シ以テ前記布帛ニ捺染スル然ルトキハ第一版ニ於ケル「ドッド」ト第二版ニ於ケル「ドッド」トハ該被染物上ニ互ニ配列（中ニハ和重合スルモノアルベシ）スベシ然ルニ此二種ノ糊泥及油泥ハ其性能上相融合濕和セザルガ故ニ互ニ他ノ印跡ヲ浸染スルコトナク從ツテ各色相ハ重合混淆ヲ生ズルコトナカルベシ即チ「ドッド」配列ノ能ニヨリテ濃淡各調ノ混色部及單色部ハ共ニ極メテ鮮麗ニ染出得ラルベシ以上ノ如ク印花セラレタル被染物ハ一旦乾燥セラレ又ハ未乾燥ノ儘蒸暑ヲ施シ然ル後水洗スル等捺染關係ニ於ケル特別ノ工程ヲ必要トセザルコトヲ要スルニ本捺染法ハ從來極メテ困難トセラレタル多色捺染術ニ於ケル毎分色捺染ニ糊泥ノ乾燥又ハ蒸メ絲目ノ設定等ヲ必要トセズシテ連續的ニ多色印刷捺染ヲ遂行シ得ラレ而モ各色相ノ混淆ヲ生ズルコトナク完全セル配色ノ下ニ鮮麗ナル染色ヲ或果シ得ラルベキ印刷捺染法ナリトス

特許請求ノ範圍　本文所載ノ目的ニ於テ本文ニ詳記セル如ク寫眞製版ニヨリ得タル分色版ニヨリ普通捺染劑及ビ水ニ溶解セズ油ニ溶解スル染料ニ油ヲ混和シタル捺染油泥トヲ交互ニ被染物ニ印捺スルコトヲ特徴トスル印刷捺染方法

◎染料現況

染料は目下閑散期に當面せると、四圍の景況思はしからざると相俟つて至極閑散である。高級なるドイツ染料は勿論のこと、和製染料も當用買として小量の需要あるのみ。而して相場は昨年末以來全くの無變動にて目先五月の需見期に入るまではこの儘の膠着狀態を持續するものと見られると

◎圖案機械

最近國邊で極めて精巧な圖案構成器が發明され名稱は『パリオグラフ』といふが夫れが今度東京府立染織試驗場に輸入されて來た赴きなるがこの器械は島渡寫眞の引伸器に似て居る横型長方形のもので器械の中央部に原描畫を置き玉を廻轉すると鏡玉が原描畫に寫る部分（三角四角其他種々の基礎圖となつて周圍に映出されるのである、寫眞は其の一部分を示したもので、或る原描畫中の極めて小部分を拡大して連續映出したもので即ち寫眞中の四角線が原描畫の擴大されたもので、其の周圍は四角線の連續で立派な圖案化となつて居る、新に本器の特長は原描畫が何色あつても、夫れが明瞭に映出されることで、圖案界にとりては此の器の出現によつて、一種の革命的衝動と稱しても可なりであらう、織物圖案としては絞及絣製織、其他飾用織物、染色物圖案、モスリン及友禪等は、其他一般織物並に染物圖案に應用して非常に効果があると謂はれて居るが日本染織物に實用する適合せる圖案を作り得べくは圖案家の一感を受くること深大なるべし

二百年來一貫せる品質本位
新時代に適せる眞の薄利多賣
（遠近多少にかゝわらず配達可致候）
京都市河原町通二條上ル
柿澁製造卸問屋
澁新老舗
電話上二〇二一番
振替大阪一五五一〇番
製造場　府下鷲峰山麓

京都染物同業組合月報
第二百四十七號
發行兼編輯人　新野昌慈
印刷人　森本理一郎
京都市新町通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

第二六

◆公示第十號

左記ノ者徒弟契約期間中脱走シタニ付組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ加入ヲ禁止シ此旨公示ス

友仙染部員　野田利之助徒弟　徐　乞　正

昭和三年四月二十一日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

雜錄

◎工場危害豫防及衛生規則案

工場法第十三條に依る工場又は附帯建設物並に設備の危害衛生風紀に關する內務省令案は別項の通り去る二十日午前十時より京都府に於て各關係者を召集し意見を求めたり

工場危害豫防及衛生規則案

第一　本令ハ工場法ノ適用ヲ受ケル工場ニ之ヲ適用スルコト

第二　原動機及動力傳導装置ノ危害ニ生スル虞アル部分ニハ有効ナル柵圍又ハ被覆ヲ設クヘシ（二年猶豫）

右設明

一、原動機

1原動機ハ別室又ハ安全ナル地位ニ在ル場合ヲ除キ係員以外ノ者ノ接近ヲ防止スヘキ確實ナル柵圍ヲ設クルコト

但シ電動機及臨時ニ用ヒル移動式機圍ニ付テハ危險部分ニ付テハ柵圍又ハ被覆スルヲ以テ足ルコト

2動輪ハ柵圍ナルコト

二、車軸、調帶、調索及調帶車

1床面（屋外ト雖モ通行又ハ作業ヲ爲ス場所ヲ含ム以下之ニ同シ）上六尺以内ニ在ル動力傳導装置ノ車軸ニハ柵圍、被覆又ハ圓套等ヲ設クルコト

但シ接觸危險アル柵圍又ハ被覆ヲ設クヘカラサルモノハ其ノ要ニ付テハ被覆、踏切橋等ヲ設クルコト

2製糸工場ノ糸枠ノ車軸ノ如キ回轉遲ク力弱キモノニシテ表面平滑ナル圓筒形車軸ニ付テハ必ズシモ柵圍、圓套等ヲ設クルヲ要セサルコト

3床上六尺以内ニアル調帶、調索又ハ調車ニシテ作業又ハ通行ノ際上ヲ跨ギ又ハ下ヲ潜グルモノニ付テハ柵圍又ハ被覆ヲ設クルコト

4床上六尺以内ニシテ大サ速度力及周圍ノ關係上特ニ危險ナル調帶、調索及調車ニ付テハ前號ニ該當セサル場合ト雖モ柵圍又ハ被覆ヲ設クルコト

5調車間ノ距離十尺以上幅四寸以上、速度毎秒三十尺以上ノ水平又ハ水平ニ近キ調帶ニシテ其ノ下ヲ通行シ又ハ其ノ下ニテ作業スルコトアルヘキモノニハ不意ノ切斷墜落ニ對シ確實ナル柵圍ヲ設クルコト

6床上六尺以上ニアリ注油、修繕、檢査等ノ場合ニ運轉中接觸スル危險アルモノニ付テハ成ルヘク被覆又ハ柵圍スルコト

三、歯輪

動力傳導装置タル歯輪ニシテ通行及作業（注油、檢査、修繕等ヲ含ム）ノ際運轉中不意ニ接觸ノ危險アルモノハ特別ノ事情ナキ限リ凡テ被覆スルコト

四、柵圍ノ高サハ左ノ標準ニ依ルコト

1危險部分ヨリ四寸以内ノ場合ニハ高サ五尺以上、危險部分ヨリ四寸乃至八寸ノ場合ニハ高サ四尺以上、危險部分ヨリ八寸以上ノ場合ニハ高サ三尺以上トスルコト

2危險部分右高サニ達セサル時ハ危險部分ヨリ五寸以上高キヲ以テ足レ、但シ如何ナル場合ニモ三尺下ルコトヲ得ナルコト

3實際ノ事情ニ依リ危害豫防ノ目的ヲ達スルモノト認メラル、場合ハ右標準以下ナルモ差支無カ必要ノ場合ニハ右標準以上ト爲スヲ要スルコト

五、柵圍及被覆ハ故意ニ非サレハ手足又ハ指ノ危險部分ニ觸ルヽ虞ナキモノトスルコト

六、柵圍及被覆ハ凡テ堅牢ナルコトヲ要スルコト

七、柵圍及被覆ハ注油、檢査等ノタメ必要アル場合ニハ適當ナル窓又ハ戸扉ヲ設クルコト

第三　調帶ノ横目ニハ突出セル金具ヲ使用スルコトヲ得サルコト但シ露出面カ弧面ヲ爲シ危險ナキモノニ付テハ此ノ限リニ在ラサルコト（二年猶豫）

前項ノ規定ハ確實ナル柵圍若クハ被覆ニ依リ又ハ据附位置ノ關係上不意ニ接觸ノ虞ナク運轉中手ニテ取扱フコトナキ調帶ニ付テハ之ヲ適用セサルコト（二年猶豫）

右設明

一、本條ハ床上六尺以内ニアルモノハ勿論高所ニアルモノト雖モ注油、掃除、檢査等ノタメ通行又ハ作業中接觸スル危險アルモノニ之ヲ適用スルコト

二、幅四寸未滿ノ調帶ニ付テハ特ニ反證ナキ限リ取付、取外シニ直接手ヲ觸ル、虞アルモノト推定シ第二項ニ依ラサルコト

第四　車軸接手、車軸留輪、聯軸器調車其ノ他動力傳導装置ノ回轉部分ニ附屬セル「セットスクリュー」、「ボルト」、「ナット」及楔鋲ノ頭部ハ突出セザルモノヲ用ウルコトヲ要スルコト但シ確實ナル被覆ノ設ケアルトキ又ハ作業（注油掃除等ヲ含ム）若ハ通行ニ際シ運轉中接觸ノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラサルコト（二年猶豫）

右設明

一、本條モ前條同様床上六尺以内ニアルモノハ勿論高所ニアルモノト雖モ注油、掃除、檢査等ノタメ通行又ハ作業中接觸スル危險アルモノニハ凡テ之ヲ適用スルコト

二、高所ニアル車軸、調帶車等ニシテ注油、檢査等ハ停止中之ヲ行ヒ調帶ノ掛外シハ調帶掉又ハ調帶掛器ヲ用ウルモノハ本條但書ニ該當スルモノト認ムヘキコト

三、突出部ヲ布片ニテ藍フコトハ應急臨時ノ處置トシテハ差支ナキモ恒久的安全装置トハ認メ難キコト

四、調車ノ縁端ヨリ内方ニ深ク取附アル突出部ハ接觸ノ虞ナキモノト推定スルコト

第五　遊車ヲ使用スルモノニ在リテハ運帶装置ノ又ハ危險ノ虞ナキコト、但シ作業上已ムヲ得ザルモノヲ設クヘキコト

右設明

紡績ノ「カード」ノ調帶ノ如キハ但書ニ該當スルモノト認ムルコト

第六　調車ト隣接車輪、軸承、車軸接手等トノ間隔狹小ナル場合又ハ調帶ヲ調車ヨリ時ニ取外シ運轉中車軸ノ掛タル必要アル場合ニハ適用ナル調帶受ケヲ設クヘキコト（二年猶豫）

右設明

（イ）機械ノ歯輪ニシテ作業者又ハ通行者ノ接觸ノ危險アルモノハ被覆スルコト

（ロ）織機ニアリテハ「タペットホーネル」、「クランクホーネル」、「ドノ外側ニ「バランスホーネル」、「ドエンダーガード」ナキモノ

（ハ）紡績ノ「ラック」ト「ピニオン」ニシテ機械端ニ在リテ露出セルモノ

（ニ）紡績機械ノ一部ヲナス露出セル歯輪（運轉中掃除スル虞アルモノハ第十一ニ依リ運轉ヲ停止スルニ非サレハ被覆ヲ取ル能ハサル装置トナスヘキコト）

（ホ）起重機ノ歯輪ニシテ接觸ノ虞アルモノ

2場合都ヨリ外方ニ向フテ回轉シ危險ナキモノハ被覆ヲ要セサルコト

3歯輪ノ被覆ハ少クトモ歯根迄被フコト

右設明

一、機械ノ歯輪

1機械ノ歯輪ニシテ作業者又ハ通行者ノ接觸危險アルモノハ被覆スルコト

2場合都ヨリ外方ニ向フテ回轉シ危險ナキモノハ被覆ヲ要セサルコト

3歯輪ノ被覆ハ少クトモ歯根迄被フコト

二、鋸機

調車ト隣接調車又ハ軸承等トノ間隔（最狹部分二寸）ガ調帶ノ幅ヨリ廣キコト「寸以内ナル場合ニハ前段ニ該當スルモノト認ムルコト

第七　給油ノ爲接近スルコト危險ナル動力傳導装置ニハ安全ナル給油装置ヲ設クヘキコト（二年猶豫）

右設明

事情ノ許ス限リ「オイルカップ」、「リング式」「パイプ式」ノ休軸承其ノ他長期ニ亘リテ給油ノ要ナキ装置トナシ、該装置ヲ備ヘキ場合ニハ運轉中ノ給油、掃除ヲ禁止シ又ハ注油ノ際接觸危險アル調帶、調車及車軸ニ柵圍、被覆等ヲ爲スコト

第八　作業室ニ於テ事故發生ノ場合ニ其ノ室内ニ於テ直ニ原動機又ハ動力傳導装置ノ運轉ヲ停止シ得ヘキ設備ヲ設クヘキコト但シ作業場所ヨリ原動機据附場所ニ直ニ到達シ得ル場合又ハ係員ヲ常置セル原動機室ニ通スル雷鳴停止ノ信號ヲ定メアル場合ハ此ノ限ニ在ラサルコト（三年猶豫）

第九　原動機及動力傳導装置ノ運轉ヲ開始スル際ニハ之ヲ關係職工（徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ）ニ周知セシムル爲豫メ一定ノ合圖ヲ爲スヘキコト

第十　動力ニ依リ運轉スル機械ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ作業上已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外柵圍、被覆其ノ他適當ナル危害豫防装置ヲ設クヘキコト（二年猶豫）

右設明

一、機械ノ歯輪

1機械ノ歯輪ニシテ作業者又ハ通行者ノ接觸危險アルモノハ被覆スルコト

（イ）織機ニアリテハ「タペットホーネル」

「クランクホーネル」トノ外側ニ「バランスホーネル」、「ドエンダーガード」ナキモノ

（ロ）經返機ノ「ラック」ト「ピニオン」ニシテ機械端ニ在リテ露出セルモノ

（ハ）紡績ノ捻掉機及紡附機ノ傘歯輪ニシテ安全ナル位置ニ在ラサルモノ

（ニ）紡績機械ノ一部ヲナス露出セル歯輪（運轉中掃除スル虞アルモノハ第十一ニ依リ運轉ヲ停止スルニ非サレハ被覆ヲ取ル能ハサル装置トナスヘキコト）

（ホ）起重機ノ歯輪ニシテ接觸ノ虞アルモノ

2場合都ヨリ外方ニ向フテ回轉シ危險ナキモノハ被覆ヲ要セサルコト

3歯輪ノ被覆ハ少クトモ歯根迄被フコト

二、鋸機

1 圓鋸機ニハ成ルヘク割刀其ノ他ノ反撥豫防裝置ヲ附スルコト
2 木工場ニ於ケル中形又ハ小形ノ圓鋸機ニ付テハ成ルヘク適當ナル接觸豫防裝置ヲ附スルコト
3 帶鋸及振子鋸ニ付テハ切斷ニ必要ナル部分ノ外ハ凡テ覆ヒ且ツ成ルヘク材木ノ大キサニ應シ調節シ得ル裝置トナスコト
三、「ローラー」及「カレンダー」
1 紙、布等一定ノ厚サノモノヲ通ス「ローラー」及「カレンダー」ノ壓合部ニレタ手ノ巻込マル、裏アル箇所ニハ適當ナル「ガード」（ドクターヲ含ム）ヲ附スルコト
2 「ゴム」極ノ「ローラー」ハ第十三ニ依ルコト
四、「パンチ」及「プレス」
1 成ルヘク材料竝給及取出シニ直接手ヲ用ヰサル裝置ヲ用ウルコト
2 材料ヲ手ニテ竝給又ハ取出スモノニハ付テハ各種機械ニ付實際ノ經驗ニヨリ左ノ如キ適當ナル裝置ヲ附スルコト
（イ）衝程ニ手ヲ入ルコトヲ要セサルモノ
（ロ）起動ニ兩手ヲ使用スルコトヲ要スルモノ
（ハ）截斷部分ノ被ハレタルモノ
（ニ）安全式把手
（ホ）手ノ拂去裝置
五、鉋機
1 角軸鉋機ハ成ルヘク丸軸鉋機ニ改ムルコト
2 成ルヘク自動送給式ヲ用ウルコト
六、織機ノ杼
杼ノ脱出ヲ防ク爲「シャトルガード」ヲ附スルコト但シ「ラック」ニ依ル杼ノ運轉裝置ヲ有スルモノ組織物、小幅木綿其ノ他ニシテ脱出スルコト少ク且脱出スルモ嵌ルモノヲ又ハ事實上殆ント脱出ノ實例ナキモノニ付テハ其ノ要ナキコト
七、研磨機ニハ堅牢ナル「保護ガード」ヲ附スルコト但シ木質、布皮等ヲ材料トシテ廣ナキモノヲ除ク
八、「レーヤー」「カッター」等ハ切斷部分ニ手ノ入ル虞アルモノニ付テハ適當ナル「ガード」ヲ設クルコト
九、其ノ他「カモ」摩擦聯動機「シリンダー」等機械ノ危險ナル部分ニハ作業上許ス限リ適當ナル安全裝置ヲ設クルコト
十、運轉ヲ停止シテ修繕檢査等ヲナシツヽアル間ニ自然ニ又ハ他人ガ不意ニ運轉スル虞アルコトハ鍵、標示等適當ナル豫防裝置ヲ設クルコト
第十一　機械ノ危害豫防裝置ヲ設置ハ特ニ必要ナル場合ニ於テハ固轉ヲ停止スルニ差シ支ナシ

右說明
一、爆發性、發火性若ハ引火性料品ハ前條ト同樣ナルコト但シ生石灰ヲ除ク
二、爆發ノ危險アル粉塵ヲ例示スレハ左ノ如キコト但シ分量少ナキ場合ヲ除ク
石炭、木炭、骸炭類ノ粉末
アルミニウム粉、青銅粉等ノ金屬性粉末
粉糖、澱粉、穀粉、コルク粉、木粉其ノ他動植物性粉末
三、爆發ノ危險アル瓦斯又ハ蒸氣ノ主タルモノヲ例示スレハ左ノ如キコト
アセチレン瓦斯、水素瓦斯、引火性料品ノ蒸氣
四、其ノ他火災危險著シキ場所ノ顯著ナルモノヲ例示スレハ左ノ如シ
製材工場又ハ木工場ノ鋸屑多キ場所
多量ノ藁ヲ取扱フ工場
製紙工場ニ於ケル多量ノ塵屑、襤褸、莚等ノ散亂セル場所
油浸襤褸ノ置場、紙屑若ハ襤褸ノ置場若ハ倉庫、製綿工場、紡績又ハ撚糸工場ノ混打綿、梳綿、起毛、反毛等ノ作業場
第二十三　作業場ヨリ屋外ニ通ズル出入口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸ト爲スコト（一年猶豫）
第二十四　作業場ニハ安全ニ避難シ得ル爲適當ニ配置セラレタル二以上ノ出入口ヲ設クヘキコト（既成工場ニ適用セス）
第二十五　作業室カ二階以上ニアル場合ニ在テハ各階ニ二以上ノ相錯ル階段ヲ設クヘキコト（既成工場ニ適用モス）
前條及前項ノ出口並前項ノ階段ハ高サ五尺七寸以上幅三尺五寸以上トナシ火ヲ有スル地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ幅ヲ二尺六寸以上トス爲スコト（既成工場ニ適用セス）
第二十六　前條ノ階段ハ次ノ規定ニ從フコトヲ要スルコト（既成工場ニ適用セス）
（イ）踏面七寸以上蹴上七寸以下ト爲スコト
（ロ）勾配ヲ八寸五分以内トスコト
（ハ）高サ十二尺以上ノ場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト
（ニ）蹴込板ヲ附スルコト
（ホ）側段ヲ設クルコト
（ヘ）外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト
前二條及前項ノ規定ハ作業室ノ面積、作業人員及作業ノ性質上地方長官其ノ必要ナシト認

ハ取外スコト能ハサル裝置ト爲スヘキコト（一年猶豫）
右說明
本條ノ適用スヘキ機械及其ノ部分ハ左ノ如キモノナルコト
（イ）總糸紡績機械
1 打綿機ノ「ピーター」
2 梳綿機ノ「チーカーインローラー」
3 梳綿機ハ「シリンダー」ノ「フロントブーレー」ニ但シ其ノ空掃除器ヲ使用スルモノヲ除ク）
4 練篠機ノ「カレンダーローラー」
5 粗紡機、練篠機又ハ「リング」精紡機ノ「ヘッドストック」「ギーヤリング」
（ロ）遠心力ニ依ル脱水機
（ハ）其ノ他右ニ準スルモノ
第十二　動力ニ依リ運轉スル機械ニハ各機械毎ニ速ニ動力ヲ遮斷シ得ル裝置ヲ設クヘキコト但シ連續スル工程ニ用ヰラル、一團ノ機械ニシテ共通ノ動力遮斷裝置ヲ有スルモノ又ハ危險ノ虞ナキ機械ニ付テハ此ノ限ニ在ラサルコト（三年猶豫）
右說明
一、製糸工場ノ糸車ノ車軸ニ付テハ各糸車毎ニ動力遮斷裝置ヲ設クルヲ要セサルコト
二、動力遮斷裝置ハ遊車「クラッチ」「スウッチ」等ヲ謂フコト
第十三　粘性物質ヲ煉捏スル「ローラー」ニシテ危害ヲ生スル虞アルモノニ付テハ急速ニ回轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設クヘキコト（三年猶豫）
右說明
「ゴム」極「ローラー」ニハ本條ヲ適用スルコト
第十四　運轉中ノ原動機、動力傳導裝置若ハ動力ニ依リ運轉スル機械ヲ取扱ヒ又ハ之ニ接近シテ作業ニ從事スル爲頭髮又ハ被服ガ之ニ卷込マレ危害ヲ受クル虞アル者ニハ危害ヲ防止スルニ適當アル帽子及作業服ヲ着用セシムヘキコト（一年猶豫）
右說明
一、紡績、織物、撚糸等ノ如キ回轉スル機械ニ接近シテ作業ヲ爲ス女子ハ適當ニ結髮セシムルカ帽子ヲ着用セシムルコト
二、紡績ノ粗紡作業又ハ組紐工場ノ組紐作業ニ從事スル女子ニ付テハ帽子ヲ著用セシムルコト
第十五　研磨機ニ依ル金屬ノ研磨、清涼飲料水ノ瓶詰、岩石若ハ鑛物ノ破碎、熔融金屬ノ取扱其ノ他ノ作業ニシテ金屬、岩石若ハ鑛物ノ破片又ハ熔融金屬ノ飛沫ノ爲顔面ニ危害ヲ生シ易キ虞アル者ハ適當ナル保護眼鏡、仮面其ノ他適當ナル保護具ヲ設クルコト

右說明
第二項ハ肥料工場、製粉工場、砂糖工場、麦酒工場等ノ如キ二階以上ノ作業室ニハ常時作業スル勞働者極メテ少キモノニ之ヲ適用スルコト
第二十七　常時使用セサル避難出口ニハ適當ナル標示ヲ爲スヘキコト
第二十八　地方長官ハ火災ノ場合ニ於ケル避難ノ爲作業場ノ通路、階段及出口ノ構造設備ニ付必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得ルコト

右說明
第二十一ニ該當スル工場ニシテ適當ナル避難設備ナキモノハ實際ノ事情ニ應シ第二十四乃至第二十六ノ規定ヲ標準トシテ避難設備ノ設置及改造ヲ爲スヘキコト（三年猶豫）
第二十九　瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所又ハ爆發ノ虞アル場所ニハ之ガ危害ヲ豫防スル爲其ノ排出密閉其ノ他適當ナル設備ヲ爲スヘキコト（三年猶豫）

右說明
一、瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所トハ左ノ如キ中毒危險アル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所（其ノ分量ノ少キ場所ヲ除ク）及ヒ之ニ準スヘキ程度ニ有害ナル場所ヲ謂フコト、水銀及其ノ化合物（朱ノ如キ無害ナルモノヲ除ク）
鉛及其ノ化合物、黃磷又ハ之ヲ含有スルモノ
砒素化合物、チアン化合物、クローム化合物
マンガン化合物、クロール、臭素、弗化水素
瓩酸蒸氣、硫酸蒸氣、亞硫酸瓦斯、硫化水素
硝氣（酸化窒素類）、アムモニア、一酸化炭素
二硫化炭素、フオルムアルデヒド、アクロレイン、エーテル蒸氣、醋酸エチル、醋酸アミル、クレヂン油、タール蒸氣、ベンゾール
アニリン其ノ他芳香族及其誘導体
石油瓦斯及蒸氣、多量ノ炭酸瓦斯、多量ノ硅砂塵又ハ之ニ類スルモノ
二、瓦斯蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ爆發ノ虞アル場所ハ第二十一ノ同樣
三、上記瓦斯蒸氣又ハ粉塵ハ先ヅ發生ヲ防止スルカ又ハ發生ノ局所ヲ密閉スルカ努メ、其ノ不可能ナルトキハ成ルヘク發生ノ局所ニ於テ吸引排出スルノ裝置ヲ設クルコト
四、右方法ニ依リ完全ニ排除シ難キ場合ニハ作業室全体ヲ大キクシ天井ヲ高クシ換氣ヲ計ルコト
第三十　左ニ掲クル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ立入ルコトヲ禁止シ其旨掲示スヘキコト

右說明
一、第一號ハ第二十一ト同樣
二、第二號ノ毒劇藥、毒劇物ハ明治四十五年内務省令第二號及第八號ニ依ル
三、第三號ハ第二十九前段ト同樣
四、第四號ハ焙煎又ハ灼熱セル金屬、煮沸又ハ高温ナル液体又ハ燒鑛等ノ取扱ハル、場所ヲ云フコト酒造工場ニ於テ熱湯ヲ運搬スル通路ニ當ル場所ノ如キハ之ヲ含マサルコト
五、第一項該當業務ニシテ衛生上有害ナリト認ムルトキハ實際ノ支障ナキ限リ他ノ作業ト隔離シ又ハ障壁ヲ以テ遮斷スヘキコト
第三十一　高熱物体又ハ毒劇藥、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業、有害光線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル作業其ノ他ノ作業ニシテ危害ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナル場合ニ於ハ之ニ從事スル職工ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フヘキコト（一年猶豫）
職工ハ作業中已ムヲ得サル場合ノ外前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要スルコト

右說明
一、有害光線トハ紫外線、レントゲンノ如キ光線カ有害ナルモノ及白熱光線、眩光ヲ謂フコト
二、多量ノ粉塵トハ植物性（綿糸、繻子等）タルト動物性（毛、骨粉等）タルト鑛物性（土、石金屬等）タルトヲ問ハス中毒危險ナキモ多量ナルタメ衛生上有害ナルモノヲ云フコト
三、有害ノ瓦斯、蒸氣又ハ粉塵トハ第二十九ノ一ニ列擧シタルモノヲ謂フコト
四、保護具トシテハ有害光線ニ對シテハ光線ノ種類ニ應シ其ノ除害ニ適當ナル眼鏡ヲ、瓦斯蒸氣、粉塵ニ對シテハ呼吸用「マスク」ヲ使用スヘキコト
五、有害ノ程度重キトキハ「マスク」ニ中和劑ヲ用フルカ酸氣式ヲ用フルコト、有害ノ程度輕

第三十二　極生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル工場ニ於テハ當該職工ノ爲適當ナル食事ノ場所ヲ設クヘキコト但シ當該職工カ工場内ニ於テ食事ヲ爲サル場合ニハ此ノ限リニ在ラサルコト（二年猶豫）

右說明
本條ハ第二十九ノ一ニ列擧シタル瓦斯、蒸氣、粉塵ノ外廣ク衛生上有害ナル瓦斯、蒸氣、粉塵ヲ發散スル工場ニ適用スルコト
第三十三　毒劇物、毒劇藥其ノ他有害料品ノ取扱ヲ爲ス工場、多量ノ粉塵ヲ發散スル工場其ノ他作業ノ爲手ヲ汚染スル工場ニ於テハ適當ナル手洗裝置ヲ設ケ必要品ヲ備フヘキコト（一年猶豫）
前項ノ工場又ハ高熱物体ヲ取扱フ工場ニ於テハ地方長官カ必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食堂、更衣室、含嗽裝置若ハ浴場ノ設置若ハ改造ヲ命スルコトヲ得ルコト

右說明
一、毒劇藥、毒劇物以外ノ有害料品ノ主ナルモノヲ掲クレハ左ノ如シ
水銀、鉛又ハ鉛合金ノ粉末、鉛灰、炭酸鉛、過酸化滿俺、過滿俺酸加里、ベンゾール、トルオール、キシロール、タールル類、石油類、硫化水素、アセトン等
染料及中間物（無害ナルモノヲ除ク）
二、洗淨ニ石鹸ヲ必要トスルモノニハ職工各自ニ石鹸ヲ支給シアル場合ノ外石鹸ヲ備フヘキコト
三、手ノ汚染カ「ブラシ」ヲ用フルニ非サレハ清潔ニ洗滌スルコト能ハサル場合ニハ「ブラシ」ヲ備付クルコト
四、多量ノ高熱物体ヲ取扱フ工場ニ於テハ清潔ナル飲料水ヲ供給スルコト
五、第二十九前段ニ該當スル工場ニシテ排出完全ナラス第三十ノ保護具亦完全ト認ムル能ハサルトキハ含嗽裝置ノ設備ヲ爲スコト
六、本條第一項ノ工場ニ付テハ鉄業人員少キカ工場附近ニ浴場アリ職工ガ充分ニ之ヲ利用スト認メラル、場合ヲ除キ浴場ヲ設置スルコト
七、浴場ノ湯カ汚濁甚シキトキハ之ヲ大キクスルカ或ハ二槽式トシ先ヅ一方ニ於テ粉塵ヲ洗ヒタル後更ニ他方ニテ洗ヲ裝置トナスコト
八、第一項ノ工場ニ付テハ作業衣ノ汚染甚シク作業衣ト通常服トヲ取替フルヲ要スル場合ニハ更衣室ヲ設クルコト
第三十四　機械ノ杼ハ杼通シノ爲緒ヲ吸出ス必要ナキモノタルコトヲ要スルコト（二年猶豫）

©Kyozomekai